

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

平成27年9月4日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（40名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
財政課長	川口荘一君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	廣瀬裕君	保険年金課長	嶋田淳君

納税課長 中山 仁 君
子育て支援課長 高橋 宏之 君
市民生活課長 田村 美砂 君
生活福祉課長 東 栄一 君
みのり福祉園長 石川 伸治 君
環境課長 関田 孝志 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
学校教育課長 岩本 尚史 君
学校教育部
副参事 小坂橋 悦子 君
中央公民館長 尾又 恵子 君

市民部副参事 小川 泉 君
青少年課長 中村 修 君
福祉推進課長 尾又 齐夫 君
障害福祉課長 小川 則之 君
健康課長 志村 明子 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
給食課長 梶川 義夫 君
社会教育課長 村上 敏彰 君
中央図書館長 関田 実千代 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 和地仁美君

○議長（関田正民君） 和地仁美議員。

○15番（和地仁美君） おはようございます。昨日の御答弁を受けまして、本日から再質問させていただきます。

まず1点目の都市間交流についてですけれども、部長のほうから平成24年度から平成26年度までの交流の内容を教えていただいたと思うんですけれども、個人の宿泊費の補助金制度、補助制度というものが当市にありまして、それを使って喜多方市のほうへ訪問された方が119名とのことでしたけれども、喜多方市にも同様の友好都市交流促進事業補助金というものがありまして、喜多方市の市民の方が友好都市である当市の訪問のためにその補助金を使用して東大和市に訪問されている方の実績など、把握していれば教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 喜多方市では、友好都市との積極的な交流を促すため、団体が友好都市の区域内の団体と友好及び親善を目的として交流を行う事業、並びに個人の方が友好都市を訪問するため、友好都市及び東大和市の隣接市町村の区域内の宿泊施設を利用する事業について補助する制度を平成26年度より開始していただいております。

内容といたしまして、宿泊を伴う交流事業の場合はお一人当たり上限5,000円、日帰りの交流事業の場合はお一人当たり上限3,000円、それから宿泊事業の場合はお一人2,000円の補助ということで伺っております。

実績といたしましては、平成26年度宿泊事業が1件、それから今年度は交流事業が1件、1団体12人ということで聞いております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 喜多方市は観光地でもありますので、当市のほうからは個人の宿泊費補助制度を使って今まで119名の方が喜多方市を訪れているということに対して、平成26年は1件というのは1名ということだと思ってしまうんですけれども、あと1団体が先ほど12名という御答弁だったので、いわゆる行き来という意味でいうと、喜多方市の方がこちらの東大和市を訪れていただいている件数は、ちょっと当市から行っている人に比べて少ないかなというちょっと残念な思いなんですけど、先ほど周辺の近隣、当市の近隣市に宿泊することについても補助を行っているという御説明あったと思うんですけれども、当市には宿泊施設がありませんので、喜多方市のホームページでも確認したところ、東大和市を訪れる場合は東村山市、武蔵村山市、立川市、小平市、埼玉県所沢市の宿泊施設を利用する場合に補助金を出すという話を書いてありましたが、こんなことはないと思うんですけれども、所沢市の宿泊施設に泊まって東大和市は見ずに帰られるという可能性もなきにしもあらずなんですけど、幸い、中小企業大学校の宿泊施設が使えるようになったということもありますので、この補助を出す際に、東大和市に来る際にはそこも利用できますよということは喜多方市には伝わっているでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 両市の交流にかかわる場合に、喜多方市民の方の宿泊場所として中小企業大学校を利用するに当たりましては、産業振興課のほうを通じまして中小企業大学校のほうに御相談させていただ

いて、交流とそれから宿泊ということで使わせていただいております。中小企業大学校での交流に関しての宿泊が可能ということは喜多方市のほうにも伝わってはおりまして、平成25年度、26年度と実績のほうもございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 駅伝などでチームの方が来たときなども利用されているということなので、多摩湖の周辺だけでなく、東大和市の駅の周辺も訪れていただいているのかなというふうに思っております。

それで、少し具体的な交流についてお聞きしたいんですけども、まず行政分野の交流について昨日も御答弁いただいているんですけども、以前、私、別の一般質問で、産業振興基本計画のほうを更新された際に一般質問で取り上げさせていただいたんですけども、一番の大きな変化が、全てのことに横軸に観光というものを入れて産業の振興を今後は図っていくという御答弁での説明があったと思うんですけども、その際に、友好都市の喜多方市は非常に観光で先を行っているというか、いろいろなノウハウを持っていらっしゃるんで、友好都市ならではの情報交換をして、この観光を横軸にして当市も産業振興を図っていきたいという御答弁があったと思うんですけども、この分野についての交流というか、担当職員同士の情報交換なども実績はあるんでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 喜多方市のほうから観光施策について学ぶ点というか、そういった点についてでございますけれども、正直申し上げまして、これまでの取り組みという面におきましては、メインとしては行事など、こういったものを通しての情報交換ですとか連携、そういったものでとどまっているところでございました。

今年度、観光先進市の喜多方市の蔵のまちガイドですか、こちらの方々と当市におけます観光ガイド養成講座の受講者を中心に結成されました東大和市観光ガイドの会、こちらの会との交流事業というものが予定されておりまして、そういったところで喜多方市のおもてなしに関するそういったノウハウ、観光に関するノウハウ、そういったものを学んでいって、今後の当市の観光事業に生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 先ほど言いました産業振興計画の中では、観光を横軸に入れてということ非常にその一般質問の際は答弁のときに強調されていた記憶がありますので、具体的なイメージがその際も湧かなかったんですけども、今のお話ですと、友好都市の喜多方市との情報交換をしながら、産業振興の一つの軸としての観光というものが前進しているという認識をさせていただきましたので、今後それがどういう形になるか、期待して見ていきたいというふうに思っております。

ほかの交流についても少し伺いたいんですけども、例えば教育・文化の交流についてなんですけども、子供たちの美術品であつたりの交換というのは、きらめきアート展でしたっけ、そこで私もいつも見させていただいていますし、あと、多摩湖駅伝には駅伝のチームが喜多方市のほうから東大和のほうに来ていただいていることも存じ上げていますが、その他に教育・文化の面での交流というものがありませんでしたら教えてください。

○学校教育参事(岡田博史君) 昨日の教育長の答弁のほうにもありましたきらめき友好アート展、このほかに、毎年開催されておりますが、東大和市連合書き初め展というものがございまして、そちらのほうに書写の作品を小学校、中学校で出品していただいているということがございます。小学校でも、小学校1年生から6年生まで、硬筆、それから毛筆、また中学校のほうでも毛筆のほうを出品していただいていると、そのよう

な作品の交流がございます。今のところ、作品の交流ということで以上のことになっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 作品の交流という意味では、お互いの作品を見て刺激を受けたり切磋琢磨というんでしょうかね、そんな形で一定の効果というものはあると思うんですけども、せっかく交流ということですので、できれば顔と顔を合わせた交流であったり、一緒に何かに取り組んだりという交流をすることがきずなを深めるというか、そういう形につながっていくと思うんですが、先ほど私のほうでも述べさせていただきました多摩湖駅伝のほうには、喜多方市のほうからチームのほうに参加していただいているという実績があるんですけども、一方で、喜多方市にも9月に喜多方市内一周駅伝大会というものがあるようでして、そこに東大和市のチームが参加して喜多方市の市内を一周して回って駅伝をするという大会に参加するという事は可能性というか、今までそういったお話というのはあったのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） これまでのところ、喜多方市のほうから喜多方市内一周駅伝に東大和市内の小中学校が参加したらどうだというお話はございません。しかしながら、昨年までは多摩湖駅伝大会には旧山都町の中学生チームだけの参加でありましたが、本年3月の大会では旧塩川町からも2チーム、計4チームの中学生の参加がございました。このように、駅伝を通じまして双方の交流の輪も少しずつではありますが広がっておりますので、双方の駅伝大会の交流といった観点からは喜多方市の担当とはお話をしてみたいと、このように考えてございます。

○15番（和地仁美君） 壇上で、もう一つの喜多方市の友好都市の香取市の交流内容について把握してますかということをお聞きさせていただいたんですけども、香取市はレガッタでしたかね、ボートといえばいいんでしょうか、そんなことで行ったり来たりということをやっているような形があると思うので、先ほど、喜多方市内一周駅伝に出てはどうですかというお声はけないというお話ですけども、友好都市、知らないまちに聞くわけではなくて、友達というんですかね、友好都市関係にある喜多方市なわけですから、こちらからざっくばらんに、そちらの駅伝大会にも当市のチームって参加してもどうですかね、交流の一環としてというふうはこちらから問いかけるということもできると思うので、声がかからないから行けませんというような形はちょっと寂しいなと思いますので、ぜひ、当市のチームも実績もありますし、駅伝頑張っていっちゃると思うので、ぜひ喜多方市にも当市のチームを派遣するというか、そういった顔と顔の見える、それから現地の空気を感じるというんですかね、喜多方市に実際に行ってもらってきずなを深めてもらうということも一つ検討していただければなと思います。

その当地を訪れる交流という意味では、以前のほかの議員の一般質問の中でも、中学生が喜多方市を訪れて田植えの体験というか、農業体験というものをしていた実績があったという話があったと思うんですが、東日本大震災の影響と、あと喜多方市との距離というか、そういった関係で今は中学生は新潟県のほうにそういった体験で行っているというお話があったんですけども、香取市は千葉県ですよ。香取市の中学生はスキー教室で喜多方市に行っているんですよ。なので、東大和市から喜多方市への距離と香取市から喜多方市への距離というのは違いはありますけれども、すごくびっくりするほど差はないって私は思ってるんですけども、香取市の中学生はスキー教室で喜多方市を訪れているのに、当市は喜多方市という友好都市がありながらも新潟県のほうに農業体験に行っているというのはちょっと残念な気がするんですけども、今後そういった喜多方市を訪問するような学校活動というのでしょうか、そういったものは検討されてるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 議員がおっしゃるように、以前、中学校の移動教室で喜多方市のほうにお世

話になっておりました。その中で、農業体験や農家の方との交流で宿泊も大変充実したものを送っておりました。その際は生徒も教職員も大変喜んでおまして、2泊、2日間とも民家に泊まることができたということで喜んでおりました。しかしながら、おっしゃるとおり、バスで片道5時間ほどかかるというようなところの課題がございまして、現時点では喜多方市のほうで移動教室というようなところは見送っているというようなところが現状でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 距離とか時間の問題とか、そういったところで友好都市のほうを訪れる機会がなくなってしまったという現実的な問題だというふうには私は受けとめたんですけども、でも、もう一市ある香取市のほうではスキー教室に行ってますので、農業体験の移動教室で時間が制限された中でも喜多方市には行けないという御答弁だったと思いますが、何かの機会ですといった交流の機会を検討するというような視点で、いろいろな移動教室や、そういうものを企画をされるときに考えていただけたらなというふうに思っております。

一方また、先ほどの喜多方から東大和を訪れてもらうという点でいいますと、喜多方市の学校の行事とか、そういった移動教室的なもので東大和市に来ていただいたという実績は私はないと思ってるんですけども、当市には、今までの一般質問でも出ました震災建造物は非常に価値のあるものだというお話がいろいろな質問の中であつたと思うんですけども、そういったものがあつたり、あとは世界的にもというか、トップクラスのプラネタリウムが当市にはありますよね。それはプラネタリウムをつくられた会社とか、その工房の中でも、世界でどこに置いてありますという、世界規模でその機械が置いてあるところを紹介するぐらい貴重な機械が当市にはあります。

そういったものを喜多方市の子供たちにも東大和を訪れていただきながら震災建造物で戦争のことを学んでいただいたり、プラネタリウムを見ていろいろな体験をしていただくということは、私は可能だと思うんですけども、一つの学校が全部ばんと来るのは難しいと思いますが、子供たちの交流の機会を手を挙げた方、定員を決めて、喜多方市の方が東大和に来ていろいろなことを体験していただくというようなことも可能だと思うんですけども、そのようなことは今まで行政同士でというか、話をしたり、こちらからこういうのがあるのでどうですか、プラネタリウムありますよという話を喜多方にしたことはあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今まで、両市の交流事業で団体がお見えになったときには、震災建造物とか、それからプラネタリウムを見ていただいているというようなことは実施しているところでございます。

先ほど社会教育のほうから、ことしの多摩湖駅伝には4チーム、旧の2つの町から男女のチームでしょうか、来ているというところがございます。非常に移動で時間がかかるかと思いますが、その辺、私のほうで駅伝のチームに声をかけたことはございませんけれども、毎年我々も担当といたしまして応援には行っておりまして、引率の職員等には顔見知りの者もおりますので、お話するということは今まで配慮に欠けていたというか、気が利かなかつたのかなというふうに思っておりますので、早速その辺の話はこちらのほうからしてみたいと思います。

また、社会教育のほうでもそのようなときには受け入れの体制もできるかと思っておりますので、その辺は早速お話ししてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ぜひとも、当市のいいところをもっと積極的に喜多方市にアピールをして、先ほど一番最初の質問の中で、当市から喜多方を訪れている方の人数と、喜多方市から当市に来ていただいている方の

人数はバランスが悪いというか、もっとお互いを知っていただくためには東大和に訪れてもらいたいというふうな思いもありますので、ぜひともお願いいたします。

過去の一般質問でも学校給食のお米の話が出ていたと思うので、そのあたりの進捗をちょっとお聞きしたいんですけども、当時はまだ保護者の方の御理解を得られてないということと、あと、お米の値段がちょっと高いというような御答弁があったと思いますけれども、そういう形でまだ学校給食での友好都市のお米を子供たちに食べてもらうということは実現していないと思います。

一方で、うまかんべえ〜祭りでは喜多方市のお米を使ってもらおうということをやっていると思うんですけども、現在友好都市の喜多方市のお米を学校給食で使用するについての検討はどこまで進んでいるんでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 福島県喜多方市産のお米につきまして、平成25年度末に価格の確認等を行っております。その際には、当時調達していたお米よりは高い部分もございますが、従前使用していた月1回程度の使用においては学校給食会計に影響する額ではございませんでした。ただし、月1回の使用ですと流通量が少なく取引はできないということで、学校給食に活用する際にはその全量を学校給食のほうで取り入れてほしいということも聞いております。

教育委員会といたしましては、市として独自に安全性を確認する必要がありますことから、平成25年11月に放射性物質の測定を行っております。このときには不検出の結果を得ております。

また、平成26年、27年度に喜多方市産米の学校給食への活用につきまして、学校給食センター運営委員会にてPTA会長、また学校長等から、個人的な意見ということで率直なお考えをお聞きしました。そうしましたところ、個人的には再開してもいいという方もいらっしゃいましたが、一方で、最初に子供の口に入る学校給食からではなく、例えば市内でももう少し広く消費されるようになってから学校給食に活用したらどうかといったような御意見もございました。

したがって、その喜多方市産米の安全性につきましては教育委員会独自で確認してはございますが、保護者の不安の声というものもございますことから、現在のところ再開の予定はございません。今後また情報収集等を行いながら慎重に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（和田仁美君） まだ現実的にはいつから使うというお話にまではいっていないというふうには理解しましたけれども、どうなんだろうかね、風評被害で困っているということは皆さんも御承知だと思いますし、それは別に友好都市だからということではなくて、日本全国の中で被災されたその土地を思いやる活動ということはあると思います。それで、なおかつ友好都市であるというところを考えたときに、先ほど独自でやった検査でも不検出であったという前提をもってまだやらないということに対して、教育的な観点から見て私はどうなのかなというふうにも思います。極端な言い方を、これが正しい表現かわかりませんが、アレルギーのあるお子様はアレルギー物質が入っているものは食べられないといったときに、全部の給食からそれを排除するということはないと思うんですね。実際は不検出という事実がある中で、友好都市のお米を食べない理由をもし子供に聞かれたときにどういうふうに説明をするのかなと私は思います。

なので、友好都市であるということは、一定の関係以上で一緒に発展していこうという、市長の御答弁でもありましたけれども、両市の発展を目指して交流を深めていくということが目的であるわけですから、もう一度その原点に立ち戻って前向きに考えていただきたいなというふうに、これは要望です。どうして出さない

のといったときに、風評被害と同じようなことが理由になってしまうと思いますので、ぜひともその教育的観点も考えていろいろな対応をしていただきたいと思います。

一方で、先ほど市内で広く使用されて、そういう実績があれば給食でも使ってもいいんじゃないかという御意見があったと思うんですけども、そういった意味では、例えば市役所の食堂では喜多方市のお米を使っているということをアピールして使うということも可能だと思うんですけども、そういったことは検討されたことはないのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 喜多方の、特に山都米というものを使用してほしいということで、担当がJAの担当も連れて何度かおいでになったことがございます。去年は喜多方市の市長もおいでになりまして、使用の要請なんかあったところでございます。

そんな中で、米穀組合の方にお話しもしたんですけど、流通量との兼ね合いがあつてなかなかお店には置けないというところがございますけれども、市内の飲食店、名前を出しますけれども、ビッグボックスのレストランではこの秋からですか、山都米を使用するというようなところまで今来ているというようなところがございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 市内の飲食店というか、レストランがこの秋から使い始めたということですけども、強制力はないと思いますが、市役所内の食堂で最初に使うべきだと私は思います。なので、そこはぜひとも打診をしていただいて、それこそ食堂の前に、今庁舎の入り口のところ工事中ですけども、喜多方市、東大和市の友好都市ののぼりもつくって掲げていると思います。それで、そういったものを食堂の前で、友好都市のお米、ここで味わえますよという形でやっていただきたいと思います。

一方で、交流なので、片道では困りますので、行ったり来たりという意味でいいですよと、以前の質問の答弁では、観光物産素材を生かした交流を実現したいという御答弁があったと思いますけれども、当市の物産品として代表的なものは狭山茶というものがあると思うんですね。なので、例えば喜多方市の市役所で、もしくは公共的な機関で来客の方にお茶をお出しするときに、友好都市の東大和市のお茶ですよ一言添えていただいて、向こうの市役所の中で狭山茶を飲んでいただくということを打診するというのも可能だと思うんですけども、そういったことは検討されたり、お話しされたりしたことはあるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） お茶の関係で御質問いただきました。

今までそういったケースで喜多方市さんのほうに打診したりという話はございません。ただ、今御質問者がおっしゃいましたように、喜多方市役所のほうでそういったものを使用していただけるということであれば、それ自体非常に狭山茶の大きなPRになりますので、喜多方市の担当部署を通してちょっと御相談を持ちかけてみたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） いろいろと交流について質問させていただいていますけれども、当市と喜多方市が友好都市関係を結ぶ経緯としては、喜多方市に合併される前の山都町との交流というものが基本的にあったと思います。いろいろとところで平成大合併、合併をしている自治体がありますけれども、その中には、その合併をしたことを機に一回ゼロベースで友好関係を見直そうという形で友好関係を一回白紙に戻している自治体も実際にあります。けれども、東大和市と喜多方市、旧山都町の関係で、双方の市長がこれからもお互いの交流を深めていまいしょうという合意があつて今の喜多方市との交流になってると思います。それは非常にすばら

しいことだと思いますし、であるのなら、この友好関係というものをもう少し、お互いの自治体の求めている友好関係の本来の目的に活用するべきだと私は思っております。

友好都市提携というものは義務ではありませんが、自治体の本来の目的である住民の福祉の増進を図るというための手段であって、友好都市をどこかと締結するということは、その目的ではないと思うんですね。全ては住民の福祉の増進を図るためという形でいろいろなことをやられていると思いますから、そのような観点から、現在の当市と喜多方市の友好都市交流の現状についてどのような課題があるというふうに認識されるか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 課題ということでございますけれども、当市の総合計画におきましては、まちづくりの基本施策の中で市民相互の理解と協力で支えられるまちづくりを目指しておるところでございます。地域を超えたパートナーシップの確立の施策の一つとして友好都市交流が位置づけられ、計画期間におけます課題といたしまして、より一層の交流が深まるものとしておるところでございます。

その具体的なものでございますけれども、友好都市である喜多方市を知っていただけて訪れていただける市民をふやすこと、また喜多方の市民にも東大和市を知っていただけてお越しいただく機会、人数をふやすことが課題であるというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 課題としては、お互い人の行き来をもっと活発にするということだと思うんですけれども、そうであるのであれば、先ほど来いろいろな質問や提案をさせていただきましたけれども、もう少しいろいろな機会を捉えて前向きに考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、先ほど友好都市提携は手段であって目的ではないはずだという話をさせていただきましたが、この友好都市交流というものも一定の税金というものを使う以上は、広義の意味での地域益というものがきちんと分析をされなければいけないというふうに思います。費用対効果の分析をしてほしいというふうには思いますけれども、それだけで、いわゆる経済的な利益だけでははかり知れない、お互いの益になるような有効なものもあると思います。

例えば文化であったり、教育であったり、都市のイメージ向上であったり、お互いのPR、それからアイデンティティーの確立などがあると思うんですけれども、その効果を分析するという、友好都市交流の効果を分析するというようなことをされているのか、そして、もしされているのであればどんな結果が挙げられるのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 喜多方市とは友好都市の協定の締結以来、先ほど来和地議員から御質問いただいている答弁の中でも、教育や文化、産業、さらにはスポーツ、触れてませんが防災などの分野でもさまざまな交流が行われてきているところでございます。

ただ、平成23年におきましては、東日本大震災の被災地である福島県、喜多方市もそうでございますけれども、現在も原発事故の風評被害等によりまして復興が進まないということは皆様も御存じかと思っております。現地の方たちには深刻な問題だというふうに我々も捉えているところでございます。以降、当市の事業等で喜多方市が出店したときなどは、そこで福島、さらには喜多方の復興ということで、東大和の市民の皆様が物産を購入することで応援していただいているということを認識しているところでございます。それによりまして両市のきずなが深まってきているのかなというふうに我々は思っているところでございます。

また、人的な交流の面におきましても、市民の皆様方が喜多方市を訪れて、東大和とはまた違った文化や魅

力に触れることで、ふるさとのつながりといったような心のきずなといったものを得ることもできるのではないかとこのように思っているところでございます。両市が交流することで生まれる効果でございまして、それらも両市の発展といえるのではないかと思います。

また、今御質問の効果を図る分析云々のことでございますけれども、なかなかそのようなものがございませんけれども、市民意識調査をここでやっているとございますけれども、今友好都市に関しては広域行政の推進という範疇になろうかと思っておりますけれども、そこの中の満足度を見ますと、平成25年度と26年度の非常に満足とか、さらには満足というような方々の比率は2年間比べると変わらないんですけども、不満とか非常に不満というところがふえているというような現状があるところでございます。

今後、友好都市との交流がどのような形で行われていけば、広域行政の施策、また、そうはあろうかと思っておりますけれども、それが上がっていくのではないかなというふうに考えていろいろな施策を打っていききたいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 私も喜多方の方とうまかんべえ〜などでそういった行事を通して触れ合うと、やっぱりいろいろな方と交流をすることはいいなというふうに思います。行ったり来たりという、そういった経験のある方は、多分この友好都市締結に関しての一定の意義や価値を見出していると思っておりますけれども、先ほど今の部長の御答弁ですと、不満である、非常に不満という比率がアンケートではふえてるということは、市全体からすると、この友好都市関係というものについて皆さん価値を見出せていない状況だというふうに思います。

先ほども言ったように、それは手段であって目的ではないので、その友好、いわゆる遠いところにお友達と言える自治体があるんだよ、特別な関係の自治体があるんだよということによる効果や、自分たちが何か、ああそれがよかったなと感じられるようなことをやっぱり市民の方に提供したり、そういう機会をつくっていくということが必要だと思うんですけども、都市間交流といいますと、今ずっと喜多方、現在ある友好都市のことを話してきましたけれども、一方で、都市間交流については、全くの異文化である外国の、国外の都市との交流というものをされている自治体も多数あります。

一般財団法人自治体国際化協会という、自治体間の国際交流の促進やお手伝い、あとはどこかとそういう交流をしたいというような自治体の方のマッチングなどを行ってくれる財団があるんですけども、その発表によりますと、平成27年7月31日現在、海外の都市と姉妹都市提携をしている市は日本全国に552市、また都道府県、市町村含めたいわゆる自治体ということであると、海外との姉妹都市提携をしている自治体数は、平成1年の時点では768自治体であったのに対して、平成27年3月31日現在では1,675自治体と約3倍にふえているというデータがこちらのホームページに載っていました。グローバル化や国際的に活躍できる人材の育成という意味でも、旅行ということは、今は海外旅行が一般的になってきてますけれども、そういった形ではなくて、異文化との交流ができる自治体間の交流の意義を感じている自治体がふえていることだと思います。

この異文化を知るとか、グローバル化や国際的に活躍できる人材を育成するという意味で、一つの取り組みとして、ことし2回目となったアメリカン・サマーキャンプが非常に好評だという話を耳にしたんですけども、サマーキャンプの定員と応募者数というのは、今回ことし2回目はどうだったんでしょうか。

○学校教育参事（岡田博史君） アメリカン・サマーキャンプについてはですけども、昭島市と国分寺市と3市で共催で実施しております、当市は昨年度から実施しておりますが、今年度、応募者数は54名おりました。

定員のほうが30名ということでございますのでかなりの人気でございまして、充実した内容というふうになっておりまして、子供たちも喜んでるところでございます。

以上でございます。

- 15番（和地仁美君） この話をしたのは、当市も海外に友好都市をすぐつくれということを積極的に言っているということではなくて、やはりいろいろな事情もありますし、相手あつてのことですので、そんなにすぐには簡単にできることではないんですけれども、一方で、そういった市民の中でアメリカン・サマーキャンプやそういった異文化に触れることなどに興味があるという事実もあると思います。

実は喜多方市は、アメリカのオレゴン州のウィルソンビル市というところと昭和63年からずっと姉妹都市提携をしていて、平成25年10月29日から11月8日にかけて、第24回ということですので、今まで24回やられてるんでしょう、市内在住の中学生16名をそちらのアメリカの市のほうに派遣をして海外との交流を体験させているという実績があるんですけれども、例えば友好都市なので、そこは先進している喜多方市に相談をして、当市のほうからも何名か中学生と一緒にアメリカに連れて行って、現地の方との交流もそうですし、一緒に、なかなか言葉が通じないアメリカで喜多方の中学生と東大和の中学生が交流を図るということもできると思うんですけれども、そういったことは今まで考えたことはないということだと思いますけれども、このようなことがもし実現した場合、有効だと思うかだけをちょっと教えていただきたいんですけれども。

- 学校教育部参事（岡田博史君） 実際に海外に行つてその土地の自然とか風土に触れながら異文化を感じ、そして現地の方々と交流ができるというようなことでは、中学生にとっては大変すばらしい経験になるであろうというふうには捉えております。今疑似的な体験でアメリカン・サマーキャンプというようなところで、国内ではございますけれども、英語だけで話す生活を2泊3日を通して行っている、そちらのアメリカン・サマーキャンプを今現在は充実して取り組んでいるところですので、この海外交流事業ということにつきましては引き続き研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 15番（和地仁美君） 喜多方市のほうが受け入れてくれるかどうかはわかりませんが、せっかくのお友達のまちなわけですから、喜多方市が昭和63年から続けているアメリカの市との交流に対して、少し当市でも研究したいという意味も含めて、そこに参加できるようになったとしても、実は東大和の市民の方は全く興味がなかったとか、そこで何も効果も感じなかったということであれば、東大和市としても海外との交流というのはまだ時期尚早なんだなという結論になると思いますが、一つちょっと、市民の方のそういったニーズも把握するという意味も含めて、喜多方市の御協力を仰ぐことも、何度も申し上げますが、いきなり知らない市にお願いするわけではなくて、友好都市なわけですから、そういった可能性もこの友好都市締結の中では模索できるのではないかとこのように思っております。

せっかくの唯一の友好都市です。以前のほかの方の一般質問では、東大和市は喜多方市しか友好都市がないけれども、喜多方市は香取市もあるし、東大和市もあるしというような中で、東大和市との交流やきずなをより深めてもらうような取り組みが必要なんじゃないかということがあったと思います。この友好都市関係を双方の市のためにもっと、砕けて言えば双方の市民のために役立つような取り組みにしていくように、ぜひともいろいろな機会を捉えて研究をしていただければなというふうに思います。

1つ目の質問については以上です。

次に、2点目の人材育成についてを再質問させていただきたいと思います。

市長答弁のほうでは、第1期の東大和市人材育成基本方針の検証については、全職員へのアンケートの実施や職員参加の検討委員会を設置して効果の検証を行ったというふうにあったと思うんですけども、そのアンケートの結果も見せていただきました。そのアンケートの結果で幾つか気になる点がありましたので、それについて伺いたいと思います。

まず、仕事へのやりがいのないところなんですけれども、この育成基本方針第2期のほうのまとめにも書いてありますが、ある程度の年齢に達するとやりがいを感じなくなる職員が増加しており、それは第1期作成の際も、そして第2期作成時においても同じ傾向にあると。第1期というものでそういう傾向を改善するために育成基本方針ができて、それを解消しようという形でやったのに、それができて、今度第2期になっても結局同じ結果だったということであれば、その傾向を問題視して、1期の際にどのような対策をして、そしてそれが結果としてアンケートをしたら、やっぱりやりがいが少ないと言っている職員の数が同じだったというのであれば、何がいけなかったのかという分析をしたり、もしくは第2期ではそれを解消するためにこんな対策を考えているということがあれば教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 人材育成基本方針でのアンケートでのやりがいのない職員がある一定の年齢でふえるということですが、このアンケート結果、詳しく書いてないんですが、アンケート結果を見ますと、ある年齢でふえて、そのまま高どまりでいくという状態ではございません。ある年代の固まりのところだけ高いという結果が出たということなんです。どういった原因なのかというのは、なかなかこの原因はちょっとつかみ切れてはいないんですが、長い役所生活の中で踊り場的な年代があるのかなという印象は持ちました。ですから、ある時期、やりがいを持ってやってますけども、途中で少しそれが落ちて、またモチベーションを上げていくということはあるかというふうには見ております。

ただ、それでもある時期、やりがいが落ちていくということは決して好ましいことじゃないんで、第1期の中では人事評価制度、これを導入しました。あと異動申告書の見直しですとか昇任制度の見直しなども行っています。これらを最初から取り組んだわけではないんで、少し後半のほうに取り組んでいますので、これらの成果が今後そういった職員の出現を抑制していくというふうには考えてます。

第2期での対応ですけども、今言ったような制度をさらに強化、充実していくと。具体的に言いますと、人事評価制度では、最近ですけども、給与への反映を始めておりますし、今後は目標管理によって期末勤勉手当への反映についても検討していきたいというふうには考えてます。こういった努力とかそういったものが処遇に反映される制度が浸透することでその辺は解消されていくんじゃないかというふうには考えてます。

あとそのほか、人事管理ですとか、昇任制度ですとか、あと研修制度、そういったものの充実で対応していきたいというふうには考えてます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 入庁というんですかね、市役所に勤めるようになってから、市役所を退職されるまでの長い時間の中、ずっと熱血漢でいるというのも難しいのかもしれないんですけども、やっぱりやりがいを感じないというのは、職員の人数が限られている中で、そこが一定層あるというのはやはりいろいろなことに影響があると思いますので、ぜひ改善していただきたいというふうに思いますが、その一定の年齢のところを踊り場的な年齢という表現をされていましたが、じゃその一定の年齢だけではなくて、全体としてのアンケートの結果で見られるものということが書かれてるんですけども、そこでは、仕事の内容についてなんですけれども、将来やりたい仕事について、職員の方は仕事の内容そのものよりも、働きやすい環境でやっていき

たいと答えてる方が多数を占めているというようなこの傾向を見ますと、これも先ほどのやりがいを感じないというところとちょっと似通った問題の感じがするんですけども、働きやすい環境というのは、人事系のところでこのアンケートを分析したときに、どういうことを表現している、いわゆる働きやすいというのはどういう環境のことを職員の方は望んでいると思われませんか。

○総務部長（北田和雄君） 働きやすい職場というのは、いろいろな要因があるかと思います。ただ、人事をしていく上でどういった状況が好ましいかという視点で考えますと、まず組織の目標が明確化されていることですね。これは絶対条件だと思います。職場ですから、これがはっきりしませんが、自分が何をすべきかというのやはりなかなかわかりづらくなるというふうに思いますのでね。あと、それと情報の共有化がその組織の中で行われているかどうか。情報の共有化が行われれば職員相互の情報交換も頻繁に行われますから、人間関係も良好になっていくということもありますし、職場での孤立化ということも出てきませんので、働きやすい職場にはなってくるというふうに思っております。

そういうことで考えますと、組織目標の明確化と情報の共有化によって職員間の連携を深め、組織力の強化をしていくと、そういった職場が働きやすい職場になってくるというふうには考えています。

以上です。

○15番（和地仁美君） このアンケート結果は本当に素直に書かれていて、いいことだけを書くみたいな、そういう操作と言ったらおかしいですね、非常に余り好ましくないような結果も率直に書いてあるので、それはそれで問題にちゃんと向き合ってるんだなという印象も受けますけれども、この職員の方、公務員というかですね、そういう形を選ばれ、自分の生涯の仕事として選ばれている方が、生涯やりたい仕事に対して、仕事の内容よりも働きやすいという、それも気持ちはわかります。

一方で、この人材育成基本方針の第2期の目標とする職員は、熱意と使命感を持ち、市民とともに東大和のあすを開く職員と書いてあるんですよ。そうしたときに、余り性善説的なことは言いたくないんですけども、将来やりたい仕事は、市の発展に寄与する、今までの経験を生かしてそういうのをやりたいなというお答えが少し出てくると安心するのかなというふうに思ったりもするんですけども、その原因としてのこのアンケート結果でもう一つ気になることが、自分たちについて、前例踏襲で変化を好まない、縦割りの意識が強い、長期的な判断が苦手であるというふう回答している方が非常に多いんですけども、このネガティブなイメージが強いというふう人事のほうでも分析されていますけれども、このような傾向について改善していくというために、この第2期ではどのような対策を打っていかうというふうに考えてますか。

○総務部長（北田和雄君） 今言ったようなアンケート結果で、確かにちょっと否定的な部分が少し強調されているという印象はありますが、前例踏襲、縦割り、長期的判断の苦手、これらがよく言われていることです。公務員の場合、特にこの意識が強いというのは一般的な傾向として言われております。これらの意識はやはり克服していかなくやならない大きな課題だというふうには考えていますので、人事評価の中ではこれらの3項目について、それぞれそれに対応する項目を設けて、一応評価項目として取り入れてはおります。

第2期での対応になりますが、この人事評価制度でそういった評価をして、それを処遇に反映させていくということで克服につなげたいというふうに思っています。

あと、それは全職員の対応ですけども、特に必要なのは、将来を担う若手職員がその意識に染まらないということが必要だと思います。入ったときからそういった意識じゃないと思いますので、入ったときは違う意識がありますので、そういった職員をどう育てていくのか、そういったことがやはり一つポイントになってく

ると思います。

これは長期的な目標になってしまいますけれども、若手職員の育成としては、短期ジョブのローテーションですとか、キャリア意識の向上ですとか、庁内公募制度といったような制度を用意することで、縦割り主義ですとか、前例踏襲とか、そういったものを克服していくというふうには考えています。それとあと、さっき申しました人事評価によって常にそれをチェックしていくという体制で対応したいというふうに思ってます。

○15番（和地仁美君） いろいろな課題とか、事務事業のことなど、議員というか、議会でも一般質問で取り上げて、いろいろな方がこんなことをやったら東大和市いいんじゃないかということはこの議会の一般質問の中でいろいろとやりとりがあると思うんですけれども、そういうものを実現する、しないということの大前提として、この前例踏襲で変化を好まないとか、縦割りの意識が強いとか、長期的な判断が苦手であるということアンケートで多数の職員が答えてるという現状があると、せっかくいろいろなことを、そうですねとここで、前向きに取り組んでいきたいですという御答弁をいただいても、ここの中にいる方が実際に全てをやるわけではなくて、職員の方みんなで力を合わせてやることなので、ぜひともその意識は改善というか、これからの行政に求められているものと比較した場合も非常にブレーキとなると思いますので、ぜひとも専門の人事系のところではこれを第2期中でぜひとも、第2期終わったときのアンケートでは変化が見られるような対策や取り組みをしていただきたいというふうに思ってます。

それで、先ほど部長の答弁の中でも、ジョブローテーションとかキャリアデザインをつくるであるとか、あと、第1期のときの実行プランで一つ大きな目玉として挙げられていたのがメンター制度、いわゆる先輩、お兄さん、先輩みたいな、ちょっと目上の先輩が若手の職員の方のメンターという、世話役というか、悩みを聞いたりとか、そういう形でつけてやっていくということをやっていたと思うんですけれども、それについての結果のアンケートでは、有効だと感じている職員もいる一方で、余り有効じゃなかったなという回答をしていらっしゃる職員の方もいましたけれども、このいろいろな新たな取り組みについての有効ではないと感じてしまった職員がいるということに対してどのような分析をされていますか。

○総務部長（北田和雄君） 人材育成実行プランで実行したいろんな対策ですけども、これは策定するに当たって内部でちょっと検討委員会をつくって検討しておりました。そのときにも幾つかやはり懸念はありました、それぞれの。短期ジョブにしても、それからキャリアデザインあるいはメンターについても否定的な意見があったことは事実です。ただ、その否定的な部分を捉えてその制度を入れないというよりは、その制度の持っている有効性をやはり引き出すということが今必要だというふうに判断をしまして実施に踏み切っております。

ですから、導入当初からある程度の問題が出てくるということは想定はしております。ただ、長期的に見たときに、こういった制度を入れることで若手職員の育成をしていかなきゃならない状況にあることも事実ですから、これはやはり実施をしながらそれぞれ個々の課題については対応していくということで対応したいというふうには考えています。

以上です。

○15番（和地仁美君） いろいろな取り組みに対して、特にこの人に対する取り組みというのは全員が満足するというのは難しいと思いますけれども、一方で、効果があると言っている職員もいる中で、効果を感じられていない職員の方がいるというところについては、やはりその比率を下げっていくような改善、あとやり方とか、もしくは理解されていないという部分でそういう誤解があるという場合もあると思いますので、その点はせっかくの取り組みが有効となるような形で改善、対策をとっていただきたいと思います。

先ほど来、部長の御答弁の中でも、評価制度を変えることによっていろいろな今ある課題を解決していきたいというふうに思っているという御答弁がいろんなところで聞かれたんですけども、この人事評価制度ですけれども、態度評価と能力評価を行うという形にしたというふうにこの育成基本方針の中では書いてあったと思うんですけども、その態度評価と能力評価を行う以前、変更前はどのような評価をしていたんでしょうか。

○総務部副参事（廣瀬 裕君） 評価方法の変更についての内容でございますけれども、現在の人事評価を行う前につきましては勤務評定というものを実施しておりました。そちらのほうでは、勤務態度、勤務姿勢などを評価しておりまして、評価要素や評価基準、そういうものは非公開で行っておりました。また、職員との面談も実施していない状況でございました。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） じゃその勤務評定から態度評価、能力評価に変えたことによって、市長の答弁の中では、職員の意識の高揚につながったというふうに考えているという御答弁だったと思うんですけども、その職員の意識の高揚につながったというふうに考えられる要因というか、何か現象というものがあるんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 人事評価を入れたことによる変化ということでありまして、まずその前に人事評価制度の中身をちょっと説明をいたしますと、3つの大きな分類がありまして、評価項目は大分あります。12項目ほど全部あるんですが、それを一つ一つ評価をしていくんですけども、まずは年度当初に管理職と話し合いをします。ことしは何をやっているのか、どういうことを取り組んでいくのか、そういった期首面談というんですけど、そういったものを行います。中間で中間面談をやって、その進捗状況を確認すると。最後に期末面談をします。そこで本人がまず自己評価をします。その自己評価をもとに今度管理職が評価、修正をしていくと。課長の評価になりますけども、その評価をした後、今度は、それは課での評価ですから、部長が自分の部の各課のばらつきがないかどうか、甘辛調整というんですが、そういった調整をして最終的な評価の確定をしていきます。

評価の結果ですけども、上位5%が最上位、30%が上位、この人たちが昇給率が高くなるという分野に入てきます。あとは標準か、特に評価が低い場合は下位というのが出てます。下位については特に比率を設けて何%出すという相対評価はしておりません。絶対評価でやっておりますので、どのくらい出るかはやってみないとわからない。実際は出ております、何人かは。率はちょっと出してませんが、下位も出ていることは事実です。

こういったことを何年かやってきたんですが、その中で給与反映させたのはここ一、二年なんですけども、上位に入る人が毎年変わってきてると。ある人がずっと続くこともあります、全体的には入れかわりがあるという現象は見られます。ですから、評価制度を入れたことによって向上心を持って仕事に取り組んでいる職員がふえてきているんじゃないかというふうには捉えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（和地仁美君） 引き続き再質問させていただきますが、先ほどの部長の評価制度の変更による効果というところは、具体的に現象が出ているということなので、引き続きその効果を分析して、さらに改善、発展させていただければなというふうに感じました。やはり目標が明確でなかったり、やっぱり立ちどまるところがないと、なかなかモチベーションというものも維持できないと思いますので、テストがないのにずっと勉強し続けるのは大変だということと同じことだと思います。ですので、そのような形で、よりモチベーションが維持、向上できるような形の評価制度にしていくことが市の発展に最終的にはつながると思いますので、よろしくをお願いします。

待遇マニュアルについても壇上で少し質問させていただきましたが、第1期と第2期の変化を少し私のほうで比較して横に並べて見てみたんですが、職員に求められる意識及び能力の中に、その能力のほうですけれども、第1期にはなかった接遇能力というのが第2期から書かれてるんですね。第1期にはその接遇能力というものを求められる能力というところには書いてありませんでした。

それで、一方で、平成21年に接遇マニュアルを作成されて、その効果については、市長の御答弁では、マニュアルの浸透が重要だというふうにお話があったと思うんですが、今平成27年ですので、21年の4月にこれ出されてますから、相当な時間がたってるんですけども、浸透はしてないんでしょうか。浸透、どの程度浸透しているというふうに考えているのか。もしくは、いまだに市民の方からは対応に不満があるという声が、その一人一人はいろんな価値観や、いろんな方がいますので、受け取り方はあると思いますが、まだこの接遇マニュアルが浸透していないというふうに考えられているのか、もしくは十分浸透していると考えられているのか、この2期に接遇能力というものを追加したことと関係があるのかどうか、そこら辺お答えください。

○職員課長（原島真二君） まず接遇能力の内容につきましては、第1期に市民本位意識というものがございまして、これの中身が接遇に関してのものだったものですから、項目としまして接遇能力をつくりましてこちらに含めております。

あと、2点目のマニュアルの浸透度がどのようになっているかというような御質問ですけれども、平成21年に接遇マニュアルを作成しまして、また平成23年には携帯版を作成して全職員に配付しております。こういうことから、職員についてはこのマニュアル自体の認識、浸透については行われているとは思ってはいますけれども、それでも課題があると感じておりまして、それはマニュアルを知っていることと、それが行動につながるかどうかは必ずしも一致しないのではないかなというようなことが考えられております。

今後は、マニュアルの内容について行動につなげるための浸透が図られることが課題であると、重要であるというふうに考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） この接遇マニュアル、私も内容を拝見してますけれども、一般的に新卒というか、初めて社会に出る新入社員の方が習うような社会人としての基本的なこと以上のことは書いてないというふうに私は認識してます。それで、この接遇マニュアルの中では挨拶についても取り上げられてまして、自分から挨拶をするであるとか、そういったことが書いてあるんですけども、尾崎市長が就任されてから、この皆さんの名札のところに挨拶運動のものがつけられてると思うんですけども、この挨拶運動とこの接遇マニュアルの中で職員に身につけさせたいと思っている挨拶というものは連携してるというか、関連してそれは進めていってらっしゃるんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 挨拶運動につきましては、平成23年に市長が就任された直後から行っております。

接遇マニュアルにつきましては、先ほどお話ししましたように、それ以前に存在しておりましたけども、職員に配付をしておりました。

しかしながら、挨拶運動の開始に合わせて、携帯版を作成して改めて全職員に配付してございます。挨拶も含めて接遇マニュアルのほうには記載させていただいておりますので、連携したものだというふうに考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） 両方とも挨拶だから連携してるという御説明なのかなというふうに思いましたけれども、先ほどのマニュアルを全員に、携帯版、小さいやつですよ、配付しているということイコール浸透しているということが一緒ではない、それはなぜなら理解していても行動にあらわれないからだということがあったと思うんですけれども、挨拶運動は、特に挨拶だけを取り出して強調してやっていらっしゃるところでいったときの、挨拶運動が浸透して、できるように、先ほど言った身についたというところで浸透だということであれば、浸透していないというところとどういう絡みになるのかなというふうに素朴な疑問がありました。

基本的なことからいけば、次のステップに行くというのが本来的であると思いますので、私、職員の皆さんよくいろんなところですれ違ったとき挨拶していただいて、すごい感じがよくなったというふうな市民の方もお声も聞きます。私自身もそういうふうに感じる時があります。ですので、言うては何ですけども、ここに書いてあることは、新卒の方が習うような、本当に社会人のいろはみたいなことですので、それはそれで重要なんですけれども、やっぱりある一定以上になったときに、目標があると人は伸びるという話がこの前段の評価でありましたので、もう少し高位なというか、自分自身で考えて行動するということを目標にしたほうがやる気が湧くというか、いい形で結果が出るんじゃないかと私は思ってます。

例えばブランドプロミスのように3つぐらい、私たちは市民の方に何々します、何々します、何々しますという3つぐらいを心得として、東大和市の市役所が市民の方や来た方に対してのプロミス、こういう態度で接しますという、それぐらいの3つを掲げて、それに沿った対応を一人一人が目の前にいる方に対してやると。いつもそこに立ち返るというような形のほうが私は効果があるし、自分自身が考えるようになって行動、いわゆる機械のように、ここでは笑顔です、ここではこんにちはですということではなく、そういった形でやったほうが皆さんやる気も湧くし、いい結果が出るというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 接遇の問題ですけども、接遇マニュアルに書いてあることは確かに基本的なことです。ただやはりそこが一番重要だというふうには思ってます。そこを押さえないことには次のステップはなかなか進めないと。基本的なことというのはなかなか身につくのに大変なんです。やっぱり常にやっていかないとこれは身についていきません。例えば運動なんかでも、基礎練習をやはり長時間やって、その土台の上にやはり応用的な能力をつけていくというふうにやっていますので、そういった意味では接遇に関しても基本的なところはやはり継続的に続けていきたいというふうに思っています。マニュアルを身につけさせるために接遇研修というのでも継続してやっているんですね。その二本立てで今基本的な部分の身につけを継続的に取り組んでいるところです。

ただ、今おっしゃった3つの約束みたいな、少しエキスを抜き出したものを目標として掲げて、それを機軸にしていくというのも一つのやり方だと思います。それらはよく企業などでは組織風土を変えるときに経営者が社員に対して出す訓示みたいなところによくあらわれております。そういったものが接遇の中でどれだけ効

果があるのか、少しちょっと研究をして、それに沿ったものができるようであれば検討はしてみたいというふうには思っています。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今ブランドプロミスという形で言わせていただきましたが、これは接遇に限ったことではなくて、先ほどのやりがいであるとか、将来何をやりたいかという、自分たちはどういう、何のために働いていて、どういうことを実現するために日々仕事を頑張っているのかということにもつながると思いますので、もちろん基本を身につけることも大切ですが、みずから考えて、みずから動くという、そういった能力というのは今後は非常に必要とされてくることだと思いますので、変な話、私ももう40半ばですけれども、長く社会にいて、いつまでも挨拶しろ、挨拶しろばかり言われてたら、何となく嫌です。もうちょっと次の目標とか、それは身につくまではやることも必要だと思いますけれども、その上を、何でそれをやるのかという意味を言われて、それができなければだめだということですから、ですので、そこら辺も今後の、いわゆる組織の活性化のときの一つの役に立つのではないかと考えて提案させていただきました。

最後に、この第2期から導入されているコンピテンシーについて少し触れたいと思うんですけども、コンピテンシーについてはこの第2期の基本方針の中で説明も書いてあります。コンピテンシーとは、あるべき理想形の行動特性ですというふうに書いてあるんですけども、このコンピテンシーというものについてももう少し詳しく、簡単に結構ですのでお答えいただけますか。

○職員課長（原島真二君） コンピテンシーモデルについてでございますけども、今議員からお話がありましたように、成果を上げている職員の行動特性を分析しまして、その結果を活用することで職員の行動を変え、成績向上を目指すというようなことでございます。

この第2期の方針におきましてはチェック表を掲載しておりまして、職員として基礎的に求められる意識及び能力につきまして、3段階に分けてチェック表をつくっております。1つ目が基礎的段階で、これは自立した職員行動の状態、2つ目が発展段階としまして職員の見本となる行動の状態、このようなものを表示しております。3つ目として、参考として、気づいていない努力不足の状態というようなことでチェック表を掲載しております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） そうですね、このコンピテンシー、1990年ぐらいにアメリカで非常に一大ブームになりまして、いわゆるハイパフォーマンスの職員の行動特性であったり意識というものを分析して、それに近づけた職員を育成したり採用したりすることで会社全体の業績が上がるという、そういったモデルで、非常にはやったと思います。その5年後ぐらいに日本に入ってきて、残念ながらアメリカでは今余り効果がないということで廃れたという状態ですけれども、日本人は結構そこを応用するのが上手らしくて、日本企業の中ではこれを活用してやっているところもありますけれども、ちょっと懐かしい名前だなというのが印象です。

それで、このコンピテンシーモデルを今セルフチェックで使うことというふうになってはいますが、これ項目結構ありますよね。意識が7、能力が7、各係長職が2つプラスされて、課長職は4つプラスされて、部長職3つとなっていますけれども、これ、セルフチェックというのは自分が好きなときにチェックするのでしょうか。私はこれを、この資料を見させていただいたときに、自分でチェックしたものを持って部長との先ほどの期首面談であったり、中間面談というところで、自分が認識しているのはこうだけど、いやいや君こちょっと過小評価だよ、もしくはちょっとここ過大評価してるからこれを課題にしようねというふうと一緒に

評価のときに使うべきだというふうに思うんですけども、今までのこちらの基本方針の中ではセルフチェックのみにしか書かれていないんですね。これはほかのところで、もしくはあと、全職員の傾向を見たときに、ここが弱いなというものがあつたときに分析をして、そこを研修に生かすとか、ほかの活用をしないとこんなに大きな資料をつくってももったいないというふうに思ったんですけども、これ、セルフチェックだけで終わるのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 第2期の計画で載っているコンピテンシーモデルですけども、かなり詳細な内容です。ただ、今行っている人事評価の評価シートの中にもこれに類するものが入っております。表現としては、求められる行動例というような言い方をしています。ただ、いかんせん項目が多いんで、その例が少ないんですね。3つぐらいしか載せていませんので、それを補完する意味で今回コンピテンシーモデルをつくっています。ただ、評価シートとそのコンピテンシーモデルのチェックシートが必ずしもまだ整合とれていませんので、今後は人事評価の評価シートと整合をとって、それでさっきおっしゃったような人事評価の期首面談などでの活用なども考えていきたいというふうには考えています。

それと、やはりこの職員、新入職員の採用研修、これらにも活用をしていけるんじゃないかというふうに今考えています。ただ、具体的にどういったふうに取り入れるかまで詰めていませんでしたので、第2期の計画の中では特にそこまでの記載はしておりませんが、考えている方向性としては、人事評価と、それから職員の研修への活用というのを基本にしたいというふうに思っています。

以上です。

○15番（和地仁美君） コンピテンシーという、先ほどの能力という部分があつたんですけども、実はこのコンピテンシーの中も幾つか種類があつて、いわゆる資質的な、生まれつき持ったような、これからどうしても改善できないような資質的なコンピテンシー、あとは経験によってそこが伸びていく可能性のある能力というか、コンピテンシーという言葉を使うんですけども、コンピテンシー、それから研修、訓練によって一気に伸びることができるようなコンピテンシー、この3種類に大きく分類されるんですけども、そのうちの、その分類というのは、それはここには書いてないですけども、これを作成したり管理をするほうの職員課長であつたりというところでは、これはどのコンピテンシーに当たるという分類はされているんですか。

○総務部長（北田和雄君） 厳密に各行動例を分類してそういう評価はしていません。また一つの行動例をとってもなかなか単体じゃないと思います。資質によるものもあれば学習効果によるものも、複合的なものもありますので、単純には分類はできないというふうには思っていますが、ただ評価する上で、これが本人の資質によるものなのか、あるいは資質によるものでも研修等で修正が効いていくものなのか、その辺は今後シートを活用していく中で確認はしていきたいと思っております。ですから、現段階ではとりあえずあるべき職員像みたいなものですから、その具体的な行動指針という扱いで職員のほうには活用していただきたいと思っております。

それで、先ほどおっしゃったとおり、人間の資質によるものはなかなか変わるものじゃありません、研修によつても。ただ、我々職業人ですから、職業人として最低限の行動指針は、これは資質とか性格にはかかわらず持っていただかなきゃいけないものです。ですから、その最低限のところをこのモデルをもとに維持していただきたい。あとは本人の個性なり、特性なりによって得意な部分も出てくるでしょうから、その得意な部分は人事管理の中で職場の配属とか、そういったところで活用しながらやっていくのが人事管理だというふうに思っています。

以上です。

○15番（和地仁美君） 部長のおっしゃることは当然だと思いますけれども、一つ、私がそこを気にしたのは、今いるいわゆる既存の職員の方に対してはそうあるべきだと思います。資質にかかわらずやるべきことはやる、身につけるべきことは身につける、最低限のことはこうだというのはあると思うんですけども、先ほど言ったように、部長も言われたように資質を変えられない部分というのは採用に生かすべきだと思うんですね。これから入ってくる方を採るときに、直しづらいものはなるべく、ほかに向いている職業がありますね、うちの職業とはちょっと合いませんねという形で、そこからやっていかないと、いつもモグラたたきじゃないですけども、ずっとそういうふうになっていってしまいますので、ぜひともこんなすばらしいコンピテンシーの一覧表をつくられたので、これはほかの場面でも、採用、研修でも生かしていただきたいというふうに思います。

さまざま、交流のことから、今人材育成のことを聞かせていただいているんですけども、先ほどの質問の中でも述べさせていただきましたが、いろいろと外的な環境が変わって、行政に求められているものも変わってきている。それにリンクして議員のほうからもさまざまな一般質問やいろいろな機会を捉えて、こういうふうに東大和市がなっていったらもっとよくなるよというような御提案やいろんな質問をさせていただいている、それを担うのはやっぱり職員の方だと思うんですね。なので、今ここに座っていらっしゃる部長たちは、自分が入庁したときからずっと長い間、活躍をされてきたからここに座っていらっしゃると思うんですけども、先ほど言ったように外的環境が変わってきているので、組織を活性化させるときには、いい意味での自己否定から入るといいというのは人事の中でよく言われていることです。

ですので、今までいいことも、保っていかなくちゃいけないことももちろんあると思いますけれども、そこをあえて自分で否定して、こうじゃないだろうかという視点でいろいろなものを見ていただくと、皆様がいつも夜遅くまで電気がついて頑張っているところも存じ上げてます。それがいい企業風土というか、企業じゃないですね、組織風土になっていかないと、このコンピテンシーが生きている企業というのは、活用されている企業は風土とリンクしているというのは分析として出ていますので、どんなにいいものになっても、その色に中に入れたら染まってしまうというものもありますので、ぜひとも今回の第2期の取り組みを、一人一人の人材の育成というよりも、組織全体のボトムアップというか、そのようなものに活用をしていただきたいと思います。

あと少ししかありませんけれども、今後の人材育成や課題などについて、何か御感想や御意見があれば市長からお伺いしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと人事の問題、お話を聞かせていただきました。いろいろな形で、今コンピテンシーモデルということでもありますけれども、これはアメリカということで、能力の高い人間を行動標準ということで決めてやっていくということなんで、それが本当に全て合うのかどうかということで、最近では日本的な経営というものも見直されて少し変わってきているというふうには思っております。もちろん今回の人事評価制度そのものが全てよしというわけではなくて、これからはしっかりと改良しながらやっていきます。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成27年第3回定例会における一般質問を行います。私自身、今回で通算50回目の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、新年度予算編成に向けた課題について伺います。

今定例会においては平成26年度の決算審査も控えており、定例会閉会後の10月以降、新年度の予算編成作業に本格的に着手する時期に差しかかってまいります。また、当市の今後の5年間のまちづくりを見通したまち・ひと・しごと創生総合戦略についてもこのほど素案が示され、パブリックコメントの実施に入るなど、近隣市に先駆けて着々と進められているところであります。

そこで、①として、これらの現状を踏まえて市長はどのような方針を持って新年度の予算編成に臨まれるのか伺います。

また、尾崎市長自身、これまでの予算編成方針においては、各種業務について費用負担や効率性等を比較検討し、民間委託の推進を図ること等と明確に示されておられます。平成27年度においては大きな課題でありました学校給食センター及び総合福祉センターの建設工事が進められているところでありますが、②として、これらの事業は民間と協力を行うことでどのような財源効果が見込まれるのかお尋ねいたします。

さらに、③として、次年度以降、さらなる効率的な行政運営を進めるために、指定管理者制度等の民間活力の導入をどのように図っていかれるのかお尋ねいたします。

また、当市における行政評価制度、事務事業評価の実施及び予算編成における反映のあり方については、私も繰り返しその取り組みの必要性を訴えてまいりました。この間、全事務事業評価の実施、外部評価、施策評価を実施するなど、着実に進化しているものと受けとめております。

④として、現状において予算編成におけるこの行政評価システムとの連動がどこまで進んでいるのか伺います。

2番目に、国民健康保険制度の安定化に向けた医療費抑制等の取り組みについて伺います。

当市においては平成25年度に国保税改定を行いました。その際の重要なポイントは、被保険者には低所得者の負担に十分に配慮しつつ、高所得者により負荷がかかる制度設計を行う一方、コンビニ収納を初めとした収納率の向上で1億6,200万円の歳入増を図り、歳出においてもジェネリック医薬品の利用促進や健康づくり施策の取り組みによって1億8,000万円の歳出抑制を図るなど、保険者である市としても具体的に取り組む項目や数値目標を明らかにしたことであります。

また、厚生文教委員会においては、一つ、国民健康保険事業の財政運営においては、今後も低所得者の保険税負担が過重なものにならないよう一般会計からの一定の繰入額を確保すること、一つ、被保険者のレセプト点検による保健指導や特定健診、特定保健指導による疾病予防対策、各種がん検診の充実などを強力に推進し、健康寿命を最大限に伸ばすことで医療給付費の抑制を図ること、一つ、少子化対策や子育て支援の観点から多子世帯の保険税負担の軽減策を検討することの3点について附帯決議がなされております。

①として、このような当時示した具体的な数値目標や市議会における附帯決議に対してどのような対応を行ってきたのかお尋ねいたします。

アとして、収納率の向上等の歳入対策。

イとして、ジェネリック医薬品の使用推進、特定健診の受診率の向上、生活習慣病対策等の医療費の抑制策。

ウとして、全体的な歳入と歳出の状況。

エとして、多子世帯への負担軽減策の検討状況。

これらの内容について伺います。

②として、これらの現状を踏まえて、今後どのような取り組みを進めていかれるのかお尋ねいたします。

3番目に、健康ポイント（ヘルスケアポイント）導入について伺います。

私は、当市における健康ポイント制度の導入について、過去の一般質問や公明党の代表質問で繰り返しその必要性を訴えてまいりました。この制度は、市民の皆様の健康づくりへのインセンティブを働かせることで健康寿命の延伸を図り、結果として医療費の抑制や、先ほどお尋ねした国民健康保険制度の安定化に資するなど、複合的な効果が期待できる取り組みであります。

本年5月に成立した医療保険制度改革関連法においては、国民健康保険制度の安定化のための改革の道筋が明確に示されるとともに、保険者の努力義務として健康づくりに関する被保険者の自助努力を支援することが規定されております。先進自治体におけるこれまでの成果を踏まえ、この健康ポイントの制度を全国に普及させるべく、国としても推進をしていく方針が明示されたところであります。

そこで、①として、このような国における動向について、どのような認識をお持ちであるのか伺います。

②として、当市における検討状況と次年度以降の導入の見通しについて伺います。

4番目に、公共施設の照明のLED化について伺います。

当市においては、今年度、市内の全ての街路灯をLED照明に更新し、環境負荷の低減、経費の節減を図る事業を進めております。この事業については、公明党としても提案、要望を行ってきたものでありますが、大いに成功することを期待をしているものであります。

同様の視点で、市が管理する公共施設の照明のLED化を進めることで光熱費の削減を図っていく考えはないかお尋ねいたします。

最後に、公共施設におけるWi-Fi環境の整備について伺います。

①として、行政サービスを図る観点から公共施設にWi-Fi環境の整備を行う必要があると考えますが、どのような認識を持っているのかお尋ねいたします。

アとして、災害時のインフラとしての機能。

イとして、公民館や図書館等における社会教育活動。

ウとして、多摩湖、郷土博物館、郷土美術園等の観光振興。

これらの観点でWi-Fi環境の整備を行う必要性についての認識を伺います。

また、②として、これらの整備を進める上で、民間事業者との連携による整備ができないかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さんこんにちは。初めに、新年度の予算編成の方針についてであります。予算の編成に当たりましては、毎年度基本となる考えや市民サービスの向上を図る優先施策を定めまして、その内容に基づきさまざまな取り組みを進めているところであります。

新年度予算となります平成28年度の予算編成方針であります。現時点ではその内容等を検討をしているところであります。

なお、基本的な姿勢としましては、引き続き開かれた市政と持続可能な市政を目指すこととし、行政改革にも取り組み、計画事業の予算化を中心に市民サービスの向上をより一層図ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターや総合福祉センターの運営において、民間との協力を伴います財政効果についてありますが、公共施設等の運営に関しまして民間活力を導入することに伴う財政面での効果といたしましては、一般的に人件費の抑制や事務管理経費の削減が見込まれるところであります。

新学校給食センター並びに（仮称）総合福祉センターにおける財政効果の詳細につきましては、教育委員会と担当の部長から説明をいたします。

次に、指定管理者制度等の民間活力の導入についてであります。指定管理者制度等の民間活力の導入につきましては、公の施設の管理運営のあり方検討委員会におきまして検討を進めております。平成26年度には、図書館などの一部の施設所管課に対しまして指定管理者制度の導入による効果などについての調査をしたところであります。

引き続き指定管理が可能な事業者の有無、指定管理者制度導入に際しての市民サービスの向上、経費の削減等について総合的な検討をしてまいります。

次に、行政評価システムとの連動についてであります。市では、効果的かつ効率的な行政経営を推進するための手段として行政評価に取り組んでおります。行政評価では、施策や事務事業に係る前年度の取り組みを振り返ることにより、成果並びに課題を認識するとともに、これからの方向性を立案していくことを目的としております。こうした取り組みを通じて、施策や事務事業における経費等を見込むことによりまして予算編成と行政評価システムとの連動を図っているところであります。

次に、平成25年度国民健康保険税改定の際にお示した目標や、厚生文教委員会における附帯決議への対応についてであります。収納率の向上と歳入対策につきましては、納税者への保険制度の現状等を丁寧に説明していくことで納税への理解を深めていただくことが何よりも重要なことであると考えております。そのため、窓口での納税相談には時間をかけたきめ細かな対応を心がけているところであります。

次に、医療費の抑制策についてであります。平成25年度からは糖尿病等重症化予防プログラムやジェネリック医薬品利用差額通知等レセプトデータを活用した保健事業を行い、また平成27年度からは小平市、武蔵村山市との特定健診の相互乗り入れを実施し、被保険者の利便性の向上を図っております。こうした事業の実施により医療費の抑制に努めているところであります。

次に、全体的な歳入と歳出の状況についてであります。

平成25年度以降の国民健康保険事業特別会計の推移を見ますと、歳入におきましてはさまざまな収納対策により国民健康保険税の収納率が向上し、歳出におきましては、保健事業の充実等により医療費の抑制が図られており、この結果、一般会計からのその他の繰入金ほぼ見込みどおりに推移しているところであります。

こうしたことから、国民健康保険事業特別会計の全体の状況につきましてはほぼ想定どおりに推移していると判断しているところです。

次に、多子世帯への負担軽減策の検討状況についてであります。平成27年度は東大和市第4次行政改革大綱推進計画に基づき、国民健康保険税の見直しの年となっておりますことから、今後の国民健康保険事業特別会計の財政状況に関する推計及び国民健康保険税の見直しの検討を進めているところであります。

多子世帯への負担軽減策につきましては、この見直しの中で検討を進めているところであります。

次に、現状を踏まえた今後の取り組みについてであります。被保険者の健康の保持、増進及び医療費抑制

につながると思われる事業につきましては、今後も導入に向け検討してまいりたいと考えております。

また、レセプトデータを活用した保健事業につきましては、事業開始当初の想定を上回る財政的な効果が上がっており、事業を続けることによりその効果も持続できると判断できることから、事業の改善、充実を図りながら継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、健康ポイント導入に係る国の動向と市の認識についてであります。国では、第二次健康日本21に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を達成するため、健康ポイントの導入が可能な国民運動としてスマート・ライフ・プロジェクトを実施しており、その中に健診の受診を新たに加えております。

健康ポイントにつきましては、市民の皆様の主体的な健康づくり、動機づけのための有効な事業の一つであると認識しております。引き続き国の動向や他市の先進事例等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、検討状況と次年度以降の導入の見通しについてであります。市ではこれまで、他市の先進事例等の情報収集に努めるとともに、高齢者分野で実施しております介護支援いきいき活動事業の実施状況の振り返りや受け入れ施設拡大等の検討を行ってまいりました。

次年度以降の導入の見通しにつきましては、この制度の市への導入に当たっての課題等がさまざま考えられますことから、引き続き国や先進事例等の情報収集を行い、体制や仕組みづくり等を検討する必要があると考えております。

次に、公共施設の照明のLED化についてであります。照明機器のLED化につきましては、電気料金の削減効果とともに、使用する電球等の長寿命化が図られることに伴う修繕料の削減等の効果もあるものと認識しております。しかしながら、その導入に当たりましては、電球等の交換とともに、対応した灯具への更新等に係る経費が必要となってまいります。

市では、平成27年度、街路灯のLED化を実施してまいります。その効果や課題などの検証を行う中で、公共施設等における導入につきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時のインフラとしての公共施設におけるWi-Fi環境についてであります。東日本大震災では、多くの地域で携帯電話回線が繋がらない、もしくはつながりにくいという状況が発生しました。こうしたことから、Wi-Fiは災害時に代替の無線インフラとして活用できるものと認識しております。

次に、公民館や図書館等における社会教育活動についてであります。近年、社会教育の分野におきましてもインターネット等を活用した活動が徐々に広がっているところであります。公民館や図書館において活動されている市民の皆様からWi-Fi環境の整備について御要望があることは承知しております。

今後は、先進事例等の情報収集に努め、研究してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、観光振興におけるWi-Fi環境についてであります。多摩湖、郷土博物館、郷土美術園、戦災建造物等への来訪者にとって、観光情報の収集等の目的でインターネット接続する際に容易に接続できる無料Wi-Fiが利用できることは大きなメリットであると認識しております。

そこで、東京都が実施しておりますWi-Fi利用環境の整備に関する情報収集に努め、本市における整備について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、民間事業者との連携による整備についてであります。Wi-Fiの環境の整備に伴う財政負担への影響や民間事業者との連携による整備の可能性につきましては、情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、新学校給食センターの調理業務等を民間委託することによる財政効果の見込みについてであります。平成29年4月稼働予定の新学校給食センターの調理業務及び配膳業務は民間委託とする方針のもと、平成28年度において委託業者の選定を行うための準備を進めてまいります。

新学校給食センターでは、炊飯業務やアレルギー対応、個々食器導入などに伴い、現在と比べ大きく業務量が増大し、新たな費用が発生いたします。民間委託によりまして人件費の面で抑制が見込まれる部分はあると考えておりますが、委託業者の選定等はこれからであり、財政効果額の把握は難しい状況であると認識をしております。

次に、公民館や図書館における社会教育活動について御説明をいたします。

公民館では、本年度、ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊の事業の中でポータルサイト作成のための講座を実施しております。しかしながら、必要なWi-Fi環境がないため、中小企業大学校を借用している状況であります。

また、上北台公民館ではタブレットを使って世界を広げようという講座を本年6月に実施し、蔵敷公民館ではタブレット講座を9月に実施する予定です。いずれも講師所属の団体及び講座協力団体からタブレットやモバイルルーターを借用して実施をいたします。

なお、他市の公民館の状況ですが、小平市ではWi-Fi機器を導入したと聞いております。

一方、図書館では、レファレンス室の窓際に利用者自身のノートパソコンを持ち込んで電源をつなぎ利用できる座席が5席あります。しかし、Wi-Fi環境が整備されていないため、ノートパソコンでの作業中にインターネット検索等したい場合は、レファレンス室内に設置してある貸出用インターネット端末を使っただいております。

なお、他市の図書館の状況ですが、小金井市、西東京市、日野市、福生市、町田市、三鷹市の図書館に無線LANの設備があると聞いております。

いずれにいたしましても、今後、他市の事例等を参考に研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、（仮称）東大和市総合福祉センターにおける財政的効果の見込みについてでございますが、総合福祉センターにつきましては、すぐれた福祉サービスの提供と効率的な運営を実現し、市民サービスの向上を図ることを目的に、民設民営方式によりまして現在建設が進められているところでございます。

みのり福祉園の機能がセンターのほうに移行するというようなことで、平成28年秋ごろの開設を想定して試算をした場合でございますが、平成28年度はみのり福祉園の職員人件費及び運営費などで約4,500万円の削減効果が見込まれるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の新年度予算編成に向けた課題についてでありますけれども、例年この9月定例会が終わった以降に市長から予算編成方針等が示され、本格的な予算編成に臨まれることについては十分承知をしているわけでございますけれども、現状でこの市長自身が新年度どのような思いを持って予算編成に臨んでいくのか、こ

のあたりについてぜひ聞かせていただきたいという思いで今回通告をさせていただいたところでございます。

特に今回、パブリックコメントを今実施しておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の素案には、本市が目指す将来の方向性として、日本一子育てしやすいまちを目指す、東大和市の魅力を高める、健康寿命を延伸する、生涯住み続けられるまちにするとの具体的な方向性が示されております。

私は、この総合戦略の策定については本年の第1回定例会、または第2回定例会においても市における取り組みをお尋ねをしてみましたが、これらの内容が最終的に、今パブリックコメントの段階でありませぬけれども、固まってしまう場合には、28年度の予算編成においても具体的な施策の充実等に取り組んでいかれるものと考えておりますけれども、この点についての現状での御認識を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 28年度の予算編成ということで、まだ現時点ではその根幹となります予算編成方針も固まっていないということをごさいますして、先ほど壇上でお話しさせていただきましたように、基本姿勢というものとしたしましては、開かれた市政と、そしてもう一つが持続可能な市政ということの基本姿勢としてやっていきたいというふうには考えてございます。

そういった中でございますけれども、基本計画及び実施計画、これは毎年のような形でやっていきます。その他個別計画、たくさんあるわけですが、またそういう中に今回10月策定予定のまち・ひと・しごと総合戦略ということで、これも視野に入れていくということで、先ほど御質問者がお話しされたように、子育てということも当然考えていかなければならないということを経営的にひっくるめまして、28年度当初予算、そのような形で組んでいくということでございます。

計画事業の予算化に当たりましては、その財源をどう確保するか、これが一番厳しいところであるわけでございますけれども、ただ少なくとも市民サービスの向上、これをより一層充実させていくということで新年度予算は編成していきたいというふうには思っているところです。

以上です。

○18番（中間建二君） 現状で市長が考えていらっしゃる内容について受けとめさせていただきました。この予算編成はもちろんまだこれから着手する段階ですので、これ以上この具体的な内容等について答弁いただくわけではございませんけれども、この後の、これまでずっと東大和市が取り組んでまいりました民間活力の導入やまた行政評価等についてどのように新年度予算編成に活用ができるのか、このあたりについて少し議論を深めさせていただければと思っております。

まず給食センターのほうでございますけれども、なかなか現状でこの財源効果は見込めないということでしたが、この民間活力の導入におきましては、指定管理者制度の導入と同様に、単なる経費の節減にとどまらず、民間の専門性、サービスの向上を図っていくということが当然のことながら大きな狙いになってくるかと思っておりますけれども、この2つをどういうふうには28年度には反映がしていけるのか、またそういう方向性を持っていらっしゃるのか、この点について、まず給食センターのほうを伺いたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新学校給食センターの建設が今年度からスタートしております、平成29年4月から新センターの稼働を予定しております。運営につきましては、民間委託とするという方針のもと進めておまして、その発端としましては、調理業務に従事している職員の方々の退職不補充ということで年々人数が減っていくということで、そういう中での給食事業を安全・安心、安定的に推進していくということが今後厳しくなるということが一つの発端でございました。

また、民間委託としていくことの方針のもとでのメリットでございますが、こちらにつきましては大きく4

点あると捉えております。第一に、給食の質の向上ということでございます。第二には、効率性の向上が図られる、そして第三には、競争原理による経費の節減ということで、今回御質問いただいております財政効果というところにも結びついてくるものの部分でございます。そして第四には、今まで以上に食育の推進が図れるという、そのようなことをこれまでも御説明し、それを実現させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 総合福祉センターにつきましては先ほど部長のほうから人件費の抑制等についての具体的な数値を示されたところでございますけれども、この総合福祉センターについては、市長から御答弁いただきましたように、今回非常に実績のある民間の法人が引き受けていただいて今事業が進められているところでありますけれども、当然この人件費の抑制のみならず、具体的なこの福祉サービスの充実にも大きく専門性が生かされるものと認識をしておりますけれども、現状のお考えを伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほども市長から御答弁いただきましたけれども、現在事業実施者であります社会福祉法人友遊会とは28年秋ごろの開設に向けてさまざま調整をさせていただいているところでございます。既にそちらの法人のほうは、秋田市内、それから埼玉県川口市内で当市で行っていただく事業、それから事業実施者からの任意事業、あちらからの申し入れによる事業、特別養護老人ホームの経営になりますけれども、そちらにつきまして既にもう事業を実施しております、そういったところでの十分なノウハウ、それから職員の育成等、そういったところでの運営も含めて、さまざまところで当市のほうにノウハウも含めた良好な施設の運営というところで、そういったものが進めていただけるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この学校給食センター、また総合福祉センター、2つの施設の民間活力の導入につきましては、これまでの行政改革大綱の中でも方針が示されており、その方針どおりに今進められているものと受けとめております。

当然のことながら、行政運営の効率化とあわせて民間の専門性を生かしたより質の高いサービスの向上も当然のことながら図っていけるものと大いに期待をしているところでありますけれども、そこで、この次のところなんですが、③ですね、さらにこの2つについては今もう既に事業化が進められておまして着手されてるわけでございますけれども、この28年度以降、新年度予算編成、またそれ以降の取り組みの中で、この指定管理者制度を初めとした民間活力の導入、どのように進めていかれるお考えがあるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 民間活力の導入につきましては、公の施設の管理運営のあり方検討委員会のほうで検討しているところでございます。現在個別の施設につきまして検討しているところでございまして、その辺の方向性が決まりましたら市の方針として出させていただいて、民間活力の導入に向けて進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） これまで何度かこの指定管理者制度の導入についてはお尋ねをしておりましたが、基本的にもその市の方針として、全ての公の施設を対象として導入をすべきかどうかということについて検討していくということでございました。

その中で改めて確認をしたいんですけども、この指定管理者制度を採用するかどうかということについての基準というものがどうなってるのかお尋ねしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市のほうで指定管理を導入するかどうか、民間活力を導入するかどうか判断につきましては、平成18年に指定管理者制度に係る基本方針というものを定めております。その中で、施設管理運営の点検ということで基準が示されております。そちらを簡単に読ませていただきますと、一つが、民間事業者等に委ねることで利用ニーズに合った開館日や開館時間の拡大など、サービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか、あるいは、2点目で、経費の削減が図られる可能性があるか、3点目で、行政が直接行わなくても確保できる可能性が大きいかどうか、4点目で、同様の類似サービスを提供する民間事業者等が存在するかどうかということで、合計6点の着眼項目がございます。その点を踏まえまして、全ての公の施設につきまして点検をその当時させていただきました。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、この具体的な、私も当然承知をした上で聞いてるんですけども、具体的な導入をすべきかどうかということについての基準は市としてはもう明確に、これは計画の中で、基本方針の中で位置づけられておまして、またこの基本方針については、平成18年に定められて、この間約10年近く進んできたわけでございます。

また、当市においては東大和市民体育館ですとか、またハミングホール等における実績も十分にある中で、この現状、この東大和市が管理する公の施設の全てが検討対象ということであれば、そろそろ具体的にその検討した結果として、やはり私は、基準はもう明確にあるわけですから、指定管理者制度にしてもサービスが向上することが例えば見込めないですとか、またかえって市税の負担がふえる、市税投入がふえるものについては当然のことながらこれ、わざわざ指定管理者に委ねることは当然ないわけで、そういうことを考えますと、具体的にこの指定管理者制度を進めていく施設と、またそうでない、市が責任を持ってサービスを行っていくものと明確に仕分けをする時期ではないかと思ってるんですけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在この段階で市としての今のこの指定管理者制度と民間活力の導入等の現時点での考え、方向というところでございますが、先ほどからもお話出ておりますように、ここ平成27、28につきましては、先ほど施設名も挙げてございます新学校給食センター並びに総合福祉センター、こちらの2施設をまず確実に建設が終了し、運営に向けて準備をし、これを確実な中でオープンをさせた中で運営をしたいというのがもう第一の私どもの考えでございます。

その中で、今、今後の民間活力の導入の考え、そのまた施設等でございますが、今庁内で検討委員会も含めまして鋭意いろいろな形で情報収集をし、また検討、点検をし、次にどのような形で民間活力の導入をするかという、そういう時期に来てございます。

ただ、民間活力の導入ということで、この施設をこういうふうな形でといっても、1年、2年で移行できるわけではございません。施設によっては3年、4年、5年、そのぐらいの幅が必要でございますので、この時期としましては、次に民間活力の導入、どの施設をどういうふうにしていくか、どういう方法でやっていくかというのがまさしくこれからすぐに市としての考えをまとめなければいけないという状況に来てる段階でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私は、非常にこのすぐれた基本方針がもう既に東大和市では示されているものというふうにとめております。目指すべき方向性についてもはっきりしておりますので、ぜひこの、どの施設で

民間活力を活用していくのか、またどの施設を東大和市が直営のままより質の高い市民サービスを図っていくのか、このあたりについてそろそろ明確にしていくべきではないかと考えております。この点について、ぜひ引き続き取り組みをお願いしたいというふうに思っております。これまでの東大和市における成果、実績等は十分あるかと思っておりますので、ぜひ28年度、引き続き前に進めていただきたい、このように考えてるところでございます。

続いて、行政評価システムとの連動について伺います。

この行政評価システム、また事務事業評価、行政評価の取り組みにつきましては、私も10年以上前に一般質問で取り上げさせていただきました。その当時から思いますと、当時は相当数の自治体がこの行政評価、事務事業評価に取り組んでいる中で、東大和市ではまだ着手をされてない時期でありましたけれども、この間、今日に至るまでさまざまな取り組みによりまして相当この東大和市でも行政評価の取り組みが進んできているものというふうに認識をしておりますけれども、改めて市としてどういう思いでこの行政評価に取り組んでいるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○**行政管理課長（五十嵐孝雄君）** 行政評価に対します市の思いということでございますが、行政評価につきましては、効果的かつ効率的な行政経営を推進するための手段ということでございまして、施策または事務事業の目的をこちら、現在では明確にした上で成果を検証し、必要性や効率性などの視点から評価を行うことということで実施要綱のほうにもうたわせていただく中で現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** この基本計画、ごめんなさい、この行政評価、また事務事業評価を進める上で、これまで何度かお尋ねをしてみましたが、この予算決算にしっかりと連動させていくということについて、その必要性を訴えてきたつもりなんですけれども、現状で今どこまでこの取り組みが進んでいるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○**行政管理課長（五十嵐孝雄君）** 行政評価と予算決算との連動ということでございますが、行政評価、現在は、先ほど議員のほうからもお話をいただきましたとおり、事務事業評価と施策評価、こういった切り口で取り組んでございます。

東大和市の行政評価、そちらの事務事業評価、施策評価、いずれも取り組みの中では2つのステップで捉えてございます。一つは、前年度の取り組みをきちんと振り返りまして、その実績等から目標に対します成果、こちらを正しく認識をいたしまして、また課題をその中から把握をしていくということが一つございます。もう一点目は、課題の解決のための方策を立案をいたしまして、評価者よりも上位の職層の者の判断を仰いでいくといったところがあるかと存じます。

決算という視点の中での連動としましては、1つ目にお話をさせていただきました前年度の取り組みをきちんと振り返りまして、実績等から目標に対する成果を認識するといったところが当たってくるかと思えます。

また、予算との連動という部分につきましては、課題の解決策、すなわち施策の将来的な方向性に見合った経費をきちんと見込んでいくといったところが挙げられるというふうに考えてございます。

これまでも各課におきましては行政評価の結果を広く捉えましてそういった予算編成作業をしてきたというふうに解釈してございますが、昨年平成26年度から施策評価を取り入れたことによりまして、今後につきましてはより一層そういったところが進んでくるのではないかとというふうに担当としましては期待しているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 第四次基本計画、東大和市で策定をいたしました。私も議会を代表して複数の議員とともに審議会に入らせていただいて計画の取りまとめにかかわらせていただいたわけでありませけれども、この基本計画の中では、新しい取り組みとして、成果指標をしっかりと掲げて、具体的な数値目標を掲げて、行政評価システムと共有をして、効果的・効率的な施策を進めていくというふうにされておりました。また、ちょうどこのほど平成26年度末に行った市民意識調査についても議会のほうにも報告をいただいたところでございます。

当然のことながら、この基本計画で定められてる取り組み、具体的な施策を進めていくためには、予算に基本計画に基づいてどのように反映をしていくのかということが一番重要となつてまいるわけでございます。26年度から施策評価まで踏み込んできた、ようやくここまで来たということでございますと、この28年度の予算編成におきましては、これまでの積み上げてきたこの事務事業評価、行政評価の取り組みがしっかりと予算編成の中でも連動していけるというところまでたどり着いているのかどうか、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在市のほうで行っています一連の行政評価、いろいろな方法を用いて、今中間議員のほうからも御発言ございましたが、やっここまで来たという、そのとおりでございまして、今までいろいろな方策でそれぞれ確立をしてない中で、制度がない中でそれぞれが実施してきたもの、制度をつくり、いろいろな方法を取り入れ、ようやく東大和市としての全体の行政評価のシステムが、まだ確立まではいきませんが、緒についたと。それぞれが動き出して、今おっしゃいます決算のそのいろいろな結果をもとに、また次年度、そのまた次の年度の予算等への反映、また施策の推進というところで、一連の東大和市の施策の展開の中で、その一つとして行政評価のシステムがいろいろなところで活躍できればなというところでございます。

今平成28年度すぐにというものでいろいろ考えられるものも少しはあるかもしれませんが、私どもとしましては、毎年度のいろいろな施策の展開、予算化のこと、そういったものをずっとこの行政評価等をつけていく中でいろいろ積み上げていく、またその評価をもとに施策の展開をしていくというような考えでございまして、これからも行政評価の確立とともに、それを施策の展開に結びつけたいというような状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この冒頭、市長から御答弁いただきましたけれども、引き続き尾崎市長は開かれた市政の実現を目指していくという大きな方針のもとに28年度も予算編成に取り組んでいかれるということでございました。これまで取り組んでまいりました行政評価システムをしっかりと活用しながらこの予算編成に取り組んでいくことは、まさにこの開かれた市政の実現ですとか、また予算編成過程の透明化、この事務事業、施策評価の内容を適正な時期に適正に公表していくことで予算編成過程の透明化にも当然資するわけでございます。この行政評価、事務事業評価というのは決してどこかで完成をしたというものではなく、常に深化させていく、深めていく、またそのことによってまさに効率的な行政運営とまた市民への説明責任も十分に果たしていける、そのようなツールになると思っております。

この28年度の予算編成がこの今まで申し上げてきた行政評価システムとの連動、スタートの段階かなというふうにも思っているんですけども、再度この28年度の予算編成の中でどのように取り組んでいくお考えがあるのか伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど市長の答弁にもございましたように、平成28年度の予算編成方針は9月

末に市長のほうから各部長、部へ示達するというふうな予定になっております。また、10月1日には、平成28年度の全会計にいたします予算の説明会ということで今設定をしているところでございます。

まさしくいろいろな今までの行政評価、いろいろなそれぞれが施策の振り返りをした中で、この28年度の予算の編成に向けて、10月以降、それぞれの方針に沿った中で、また計画、施策に沿った中で予算の編成をしていくというこの時期になりましたので、まず第一には、平成28年度の東大和市の予算編成方針の根幹を成すものを確実にここで今月中に各部局のほうに示達をし、その後各作業に入るということで、予算編成は半年に及ぶものでございますので、これからも市民サービスの向上をより一層図るということを第一にしまして予算編成に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、2番目の国民健康保険制度の安定化に向けた医療費抑制等の取り組みについて再質問をさせていただきます。

具体的な取り組みの状況や成果、効果等を確認させていただきたいと思っておりますけれども、まずアの収納率の向上等の歳入対策でありますけれども、先ほど市長のほうからは、きめ細やかな対応を行っている、納税相談等を行っているということでございましたけれども、この点については実際にどのような効果があったのかお尋ねしたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） 歳入対策としまして、納税者の方々との納税相談に関しましては十分に時間を設けて行っているところでございます。また、未納者の方に対して早期の電話催告を実施する、また懲憑する、通知文の送付等を行い自主的な納付をお願いしているところでございます。

また、平成25年度国民健康保険税改定時に申し上げましたが、毎年度0.3ポイントずつの収納率の向上ということで御提示させていただきました。平成23年度の決算収納率の67.5%を基本といたしまして、平成26年度の目標収納率は68.4%、27年度は68.7%となっております。平成26年度の決算収納率が77.0%まで向上しております。このため、目標収納率としましては、平成27年度と比較しますと8.3ポイントの向上までこぎつけているということでございます。

目標としております収納率につきましては、平成27年度も引き続き収納率向上に努めておりますので、効果が上がっているということで御答弁させていただきます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 大変な御努力をいただいて、収納率は向上しているということでございました。

実際の歳入額としてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） 平成25年度の税額改定時に収納率向上ということで今お話しさせていただきました毎年度0.3ポイントの収納率の向上、そして、その効果額として3カ年で約1億6,000万円の歳入増を御提示させていただいております。

先ほども申し上げましたとおり、収納率につきましては、毎年度0.3ポイントの増につきましては、平成26

年度、27年度も今現状動いておりますが、達成できる見込みであります。金額につきましては、現状、厳密に積算まではしておりませんが、収納率から考えますと、改定時に提示させていただいた歳入増につきましては達成できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このきめ細やかな納税相談というのは非常に言うは易しで、非常にこの現場、市民の方と接する現場、窓口としては相当御苦労もあろうかと思えます。大変に大きな収納率を確保した、努力されたということですばらしいことであるかと受けとめております。

この収納率のところで、目標はおおむね達成できているということでもございましたけれども、当然この収納率、収納対策、継続して取り組んでいかなければいけないわけでもございますが、今後さらなる向上、努力ということについてはどのようなお考えを持っていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 目標収納率等、何とか無事に達成しそうな状況で頑張っておりますけれども、今後でございますけれども、今御質問者がおっしゃいましたとおり、引き続きベースになるものはきめ細やかな対応をしていくというのがベースになってまいります、その手法といたしまして、向上に寄与できるようなものについては積極的に検証して、検討して導入したいと思っております。

今現在は、来年の28年度の4月から導入を目指しておりますけれども、今まで口座振替の関係というのが非常に手間だったんですね、手続等が。こちらに関しまして、窓口に端末を置いて、そこにキャッシュカード等を通してただただで口座振替が可能となるような、そういったシステムを導入するべく今担当課のほうでは準備を進めております。こういったことに代表されますように、できる限りものについては積極的に検討し導入を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） じゃ引き続きの取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、イのジェネリック医薬品の使用推進等の医療費の抑制策でありますけれども、この前回の国保税改定の中で、壇上でも申し上げましたけれども、ジェネリック医薬品の使用推進、特定健診の受診率の向上等による生活習慣病対策の充実、また保健事業の実施等によりまして3カ年で1億8,000万円の医療費削減効果に向けて取り組んでいくということでもございました。この点が実際に現状、27年度の途中ではありますけれども、どのような状況になっているのか、この目標に対しての実績等について御答弁いただきたいと思えます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 平成25年度からの3カ年での保健事業等によりまして医療費削減効果額についてでございますけれども、御説明が長くなりますので結論だけ先に申し上げさせていただきますと、全体の削減目標1億8,000万円に対しまして、効果額としましては2億3,273万円ほどを見込んでおりまして、削減目標は達成できるという想定をしております。

項目ごとに申し上げますと、まずジェネリック医薬品差額通知でございますけれども、削減目標3カ年で6,300万円のところ、7,875万円を見込んでおりますことから、目標額に対しまして1,575万円ほど上回っているという状況でございます。

次に、特定健康診査等の受診率向上でございますけれども、こちらは削減目標8,200万円のところ、現状5,400万円の見込みとなっております、目標に対しまして2,800万円ほど下回っている状況でございます。特定健康診査の受診率が伸びなかったため目標を下回ったというふうに思っております。

次に、その他の保健事業等でございますけれども、削減目標3,500万円のところ、多受診者等への医療のか

かり方指導、こちらで336万円、糖尿病等重症化予防事業で9,662万円の効果を見込んでおりますことから、合計で9,998万円の効果、削減目標を6,498万円ほど上回っている状況でございます。

以上で、全ての項目を合計しますと、1億8,000万円の目標に対し5,273万円上回っておりますという状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この医療費の抑制策につきましても、当市ではこの国保税改定にあわせて先駆的にレセプトデータの点検等を活用した糖尿病重症化予防等にも取り組んでいただいて、大きな成果、効果が出ているということで受けとめさせていただきました。

続いて、この全体的な歳入と歳出の状況でありますけれども、先ほど市長の御答弁では推計どおりであるということで、おおむねこの歳入歳出とも見通しどおりの流れである、27年度は途中でありますけれども、というその認識でよいのかどうか、再度御答弁いただきたいと思っております。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国保会計全体におけます歳入歳出による予算科目の細かい点で申し上げますと、例えば国保税の25年度と26年度を比較しますと、被保険者数等が当時の予想以上に減少しております。こうしたことから、収納率は伸びているものの、収納額の見込みよりは減少しております。

また、歳出の保険給付費におきましては、25年度と26年度はともに前年度比で減少しております。この要因は、保健事業の充実による抑制策が効果的であったということは事実と捉えておりますが、先ほど申し上げました被保険者数の減、こうしたことも一つの要因であるというふうに捉えております。

このように、予算科目を細かく見ていきますと想定とのずれというのは多少生じているというところがございますが、全体を大きく見させていただきますと、その他の繰入金状況等によりますと、市長からも答弁ありましたけれども、ほぼ想定どおりに推移していると、このように捉えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この全体的な歳入歳出、おおむね見込みどおりということで、当然この国保会計については、一般会計からの繰り入れ等によりまして低所得者への負担も配慮しつつ、また一方で、この国保税改定を安定化させることは市の一般会計も含めた財政の健全化に資するというところでの取り組みであったかと思っております。

国保税、この国保会計も安定化し、そのことよって市財政についても改善、好転していると、このように受けとめていいのかどうか、再度伺いたいと思っております。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国保財政全体の状況についてでございますけれども、平成25年度以降、歳入では、先ほど納税課長のほうからも答弁ございましたが、さまざまな収納対策等を行いまして、当初の想定以上の収納率の向上、図られております。また、歳出では、先ほど申し上げさせていただきました保健事業の導入、こちらによりまして抑制を図っているという状況でございます。こうした観点から見れば、25年度以降、さまざまな努力によって財政の改善を図ることができたというふうに考えております。

ただし、一方で、その他の繰入金、今年度当初予算で8億839万6,000円、先日議決をいただきました9月の補正予算では581万7,000円を追加してございまして、合計で8億1,000万円を超えるものというふうになっております。

こうしたことから、一般会計からのその他の繰入金に依存せざるを得ず、今後も今まで以上の歳入の確保、それから歳出の抑制策を要する厳しい状況は引き続き続くものというふうに捉えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当然、この国保会計、一般会計との関係で何とか成り立っているわけでございますので、引き続き両者におきまして国保会計の安定化に向けた取り組み、また被保険者の保険料負担等にも十分に配慮しつつ、健康づくり施策の充実についてもやはり引き続き取り組んでいかなければいけないというふうを受けとめております。

続いて、エの多子世帯への負担軽減策の検討状況でありますけれども、市議会の附帯決議を受けて、この間、市としてはどういうふうはこの附帯決議を受けとめ、また現在まで対応してきているのか、この点について伺いたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 前回の国保税改定時に、市議会厚生文教委員会におきまして一部改正条例案の可決に当たりまして3項目、先ほど御質問者のほうからもありました附帯決議がされたことにつきましては、担当部といたしましても非常に重く受けとめておりまして、一般会計からの一定の繰入額の確保によります低所得者の負担軽減、それから保健事業の充実によります医療費の抑制と、附帯決議の内容に沿った形で最大限努力を図ってきているというところでございます。

ただいま御質問いただきました多子世帯の保険税負担の軽減策につきましても、次回の改定を見据えてたがいま検討を続けているというところでございます。

ただ、軽減策、こちらを実施するに当たりましては、当然のことでございますが、同時にその財源をどうするかというような問題、課題がございまして、これを解決する必要があること、財政的に、財源的に軽減の実施が可能かどうか、あるいはその軽減策を行う場合にその手法はどうかというようなことにつきまして、現在慎重に検討を進めてる最中でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 国保加入者への保険税負担をさまざま試算する場合に、どうしても当然のことながら家族数が多い世帯に対しては負担が当然重くなる、そういう制度でありますけれども、また一方で、子育て支援施策の充実等、またそういうことを国を上げて取り組んでいる中で、この多子世帯の負担軽減策ということについても附帯決議どおり進めていくべき課題であるかと受けとめておりますけれども、仮にこの多子世帯への負担軽減を行う際にはどういう手法が考えられるのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 現在検討している軽減策の内容でございますけれども、子育て支援の観点から、お子様がいる世帯の均等割の軽減を考えてございます。ただ、お子様の年齢、例えば高校生以下ですとか、中学生以下、未就学児、いろいろございます。こちらをどこまで対象に含めるかどうか、それから対象者は年齢要件に該当する全員なのか、あるいは第二子以降、第三子以降、こうした観点から、また減額の割合等、さまざまな視点からその必要な財源を推計しながらただいま検討していると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ①のところでは4つの項目をお尋ねをしてみましたけれども、25年度の国保税改定における市のほうで提示されました具体的な努力目標等、また市議会からの附帯決議に対しても一定の成果、効果、実績が上がっているということについては大変に評価をできるものであります。

また、当然のことながら、継続した努力をお願いしたいと思うわけでありますけれども、一方で、国のほうにおいては、平成30年度からこの国民健康保険制度の都道府県化が行われるという中で、平成25年度のときに市が示した計画でいけば、27年度、3年ごとにこの国保税改定を行っていく、検討を行っていくという方針も既

に示されているわけでありますけれども、現状、これらの実績、これまでの実績等を踏まえて、この国保税改定というものに対してはどのように進めていかれるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 国保税改定について御質問いただきました。今お話ありましたとおり、平成30年度、いわゆる国保の都道府県化、こちらについて各市町村の標準保険料率を都道府県が示すということですか、それから保険料の徴収、保健事業、こういったものは住民に身近な市町村が引き続き行うこと等につきましては具体的に示されてはおりますけれども、先ほどお話しした標準保険料率の実際の数値、そういったものにつきましては、具体的にいまだ国や東京都のほうからは示されていないという先の見えないような状況でございます。

一方で、今御質問者のほうからもございましたように、本市第4次行政改革大綱推進計画に基づきまして、今年度、27年度は国民健康保険税の見直しの年ということになってございますことから、現在今後の財政推計等を行っているところでございますが、国保財政の赤字を補填するための一般会計からのその他の繰入金、こちらにつきましては、先ほど担当課長のほうからもお話し差し上げましたとおり増加を続けておまして、今年度の補正予算を、9月の補正予算を入れまして今年度は8億1,000万円を超える規模に膨らむというような状況で、国保財政、非常に厳しい状況でございます。

市長から御答弁も差し上げましたように、保健事業の改善とか充実、こういったものに取り組みまして、今後も引き続きまして歳出の抑制に努め、またさまざまな収納対策、こういったものを講じまして歳入の確保を図ってまいりつもりではおりますけれども、それでもなお財源が不足する場合には、やむを得ず国保税率の改定という形で皆様への御負担をお願いする場合もあるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この国保税改定、保険料負担、これは当然保険料の加入者の負担がなければ当然保険財政は成り立たないわけでありますけれども、一方で、やはり市が具体的に保険者としてどういう努力を行っているのか、実績を積み上げているのか、このこともやはり伴いませんと、とても単に負担をお願いしたいというだけではこれは当然成り立たないわけでございます。理解も得られないと思います。

ですので、当初平成25年のときに示した収納対策、また医療費の抑制策等についても当然現状では実績を上げてるわけでございますけれども、引き続き取り組みをお願いしますとともに、やはり一方で国保加入者は低所得者の方が多いわけでございますので、ここの低所得者への配慮を十分に行いつつ、適正な保険制度の運営ということについては当然取り組んでいかなければいけないかと思っておりますので、くれぐれもその点を留意をいただいて、この後、どんな形になるかは見通せませんが、今申し上げた点を十分に踏まえつつ検討をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、次の項目へ移らせていただきます。

健康ポイント、ヘルスケアポイントの導入についてでございますけれども、国の動向等も踏まえつつ、具体的な検討にも入っているというふうにも受けとめさせていただきました。

先ほどの前段の質問の中で、おおむねこの医療費の抑制策で大きく目標を超えている実績を上げてるという中で、特定健診の受診率のみ目標を下回っているという報告がございました。やはりこういうこの特定健診の受診率の向上を図っていく上では、この健康ポイント制度のようなインセンティブをつけて健診を推進をしていくということについては大きく成果、効果が期待できるというふうに思っておりますけれども、この点についての認識を伺いたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） ヘルスケアポイントについて御質問いただきました。

先ほど御質問者おっしゃいましたとおり、ことしの5月の法改正で疾病予防、健康づくりに取り組む被保険者に対してインセンティブを提供する、そういった取り組みが国保の保険者としての市のほうに努力義務として位置づけられております。

今、御提案のあった特定健診受診者へのヘルスケアポイントの付与ということでございますけれども、受診によってちょっと得をするというような、そういうインセンティブを与えるという意味で、受診のきっかけづくりということに関しまして非常に有効なものであるというふうには認識してございます。

ただ、このヘルスケアポイント自身も、国民健康保険単独での仕組みとして行っていくということになると、ちょっと効果等も低くなってしまふような部分があるのかな、限定的になってしまう部分があるのかなというふうには考えてございますので、実施する場合には、市全体の健康増進に向けた取り組みの中として行えるように関係部署との調整等を図ってまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただきましたように、この国民健康保険を運営する立場として取り組んでいくべき課題であるかと思っておりますけれども、また一方で、東大和市全体としても市民の皆様の健康寿命を延ばしていくというような目標については、当市の健康増進計画ですとか、また現状ではまだ素案の段階ですけれども、先ほど取り上げました地方版総合戦略等の中でも具体的に取り組んでいく課題として方針が示されているものというふうに受けとめております。国が目指す、市長から御答弁いただきました国の取り組みにおいても方針は明らかでありますし、また当市においてもこれまで既に市の独自の取り組みとして元気ゆうゆう体操の普及ですとか、また公民館活動等を通じた社会教育分野も当市の中では大きく、高齢者を含めた皆様が健康づくりという中でも十分に私は役立っているものであるというふうに受けとめております。

そういった意味では、東大和市がこれまで行っているさまざまな健康づくり施策、事業と十分に連携をさせながら、東大和市にふさわしい健康ポイント制度、ヘルスケアポイント制度をぜひ実現していただきたいというふうに考えておりますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 健康ポイントの導入に向けまして、先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、非常に有効な事業であるということで認識をしているところでございます。

先ほど市長の御答弁にもいただいたとおり、厚生労働省が国民運動としてスマート・ライフ・プロジェクトというようなことで進めているところでございます。それは先ほどの特定健診を含めた健診の受診、それから適度な運動、適切な食生活、禁煙、この4つのアクションをするというようなことを進めていきたいと思います。市民、それから企業、それから自治体、全てが協力、連携しながら進めていきたいと思いますというプロジェクトでございます。

市といたしましては、このスマート・ライフ・プロジェクトというののホームページなどを拝見させていただきますと、非常に有効なものだなというふうな考えておまして、近隣市でも幾つかこれに登録をして、御自分たちの取り組みを紹介するような形でホームページ上載しているようなことでございます。御自分たちの自治体の取り組みを宣伝するというような形で、活動報告という形で最新の記事というのでどんどん自分たちでアップをして載せていくようなんですね。まずは私どもも健康ポイントに向けまして取り組みを進めていくんですけども、今議員からも御紹介ありました元気ゆうゆう体操を初め、そういったさまざまな健康づくり等の事業や講演会等もこういったものにどうも載せられるようでございますので、そういったところもPR

を兼ねて載せていきながら、先進事例の健康ポイント等、有効な施策については引き続き情報収集に努めて今後の実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ引き続きの取り組みをお願いをいたします。

続いて、4番目の公共施設の照明のLED化についてでございますけれども、この点についても、今の進めておられます街路灯のLED化とあわせて効果等を検証しつつ進めていきたいというふうに受けとめさせていただきました。この街路灯のLED化についても基本的にはもう予算通っていますので、リース方式で一度に市内の全ての街路灯のLED化を進められるということで、大きな財源効果、省エネ効果も見込めるということでございます。

この同様の方式をとっていけば、東大和市が管理しております市役所を初めとした公共施設、また学校等も含めれば、やはり東大和市の規模でも相当数のスケールメリットにもなるかと思っておりますので、同様の方式でぜひ進めていただきたいと考えておりますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） まず第一に、今平成27年度の事業として進めております街路灯のLED化、こちらにつきましては事業者のほうも決定をし、来年平成28年2月までに準備が整った中で、約5,700ぐらいの数になるというふうに思っておりますけど、この市内の街路灯が全面的にLED化になると。

全体的な政策のことですので、私のほうから公共施設その他のものということで御答弁申し上げますが、まずはこの27年度の事業をきちんと完了させること、それをもってして平成28年3月以降の実際の状況を確認し、またその成果を検証した中で、これからの東大和市の各公共施設あるいはその他のところのLED化については十分な検討を加えたいというのが考えでございます。今後、LED化についてのいろいろな効果が、この街路灯のLED化によっていろいろな情報が得られるということをもってして考えてまいりたいと、そのようなことで検討に入ります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ並行して進めていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、5番目の公共施設におけるWi-Fi環境の整備でありますけれども、3つの視点からWi-Fi環境の整備についてどのような認識を持っているかということでお尋ねをいたしました。アの災害時のインフラとしての機能、イの公民館、図書館等における社会教育活動、またウの観光振興、この3つの観点、それぞれ私としてはそれぞれの観点からこのWi-Fi環境の整備の必要性については認識があるというふうに受けとめさせていただきました。

特にこの、順番にお尋ねしたいと思いますけれども、まず災害時のインフラとしての機能整備の中で、当然のことながら、Wi-Fi環境が非常にこの災害時に有効であるということはさまざまところで確認されているわけでございますけれども、ちょうど今回のこの一般質問、行うに当たりまして情報をいただいて、清瀬市のこの状況について現場に行ってお話を伺ってまいりました。

清瀬市におきましては、14施設、18カ所にこのWi-Fiスポットを設置をすることができたということで、これについては一切市の財政負担ゼロでやりましたということで清瀬の担当者の方が胸を張っておっしゃっております。

どういうふうにやったかということで詳しく伺ってまいりましたけれども、基本的には市内で経営されてる

ケーブルテレビの会社、具体的にはJ：COMさんの全て自己負担でやれたということでした。通常は特定の、大手通信会社幾つかありますけども、通常は1社のみのキャリアしか使えないそうでありすけれども、ただ災害時には全てのキャリアの通信機能が使えるような、そういう形の中で整備をされたということになります。

また、幾つかこのような公共施設を活用したWi-Fiスポットの整備については、災害対応にやはり必要な設備であるという認識のもとに、さまざまな自治体が今Wi-Fiスポットを設置をされ、またそれについては民間会社との十分な連携、協力のもとで、基本的には市の財政負担なしで進めているような事例も数多くあるようになっています。このあたりの認識について、東大和市においてどのような認識を持ち、どのような検討を行っているのかお尋ねしたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ただいま清瀬市の事例、御紹介いただきましたが、市のほうでつかんでございます清瀬市の無料Wi-Fiの件でございますが、清瀬市におきましては特定事業者との契約をしております、通常は全ての方が利用できるわけではございませんが、災害時にはフリーのWi-Fiに切りかわりまして全ての方が利用できるようになるというふう聞いてございます。

しかし、無料Wi-Fiにつきましてはセキュリティ対策の点で問題があるというふうに言われておりまして、その点では、清瀬市におきましては十分注意した中で利用されているというふう伺っているところでございます。

災害時のインフラとしての無料Wi-Fiにつきましては、携帯電話等が繋がらない、つながりにくいというような状況が起こり得るという中におきましては、代替の無線インフラとしての活用ということにつきましては活用できるんじゃないかというふうには認識しているところでございます。

避難所におきます無料のWi-Fiにつきましては、多摩26市におきまして現在11市が設置されているということですが、今後、他市の状況等を十分調査研究させていただいた中で考えていきたいというふう考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 清瀬市の事例については東大和市としても受けとめていただいているようでございますので、ぜひこの災害対応の観点からも、必要性については認識を持っていただいておりますので、整備に向けて進めさせていただきたいというふう考えております。

続いて、公民館、図書館等における現状と方向性についても先ほど教育長から御答弁いただきましたけれども、既に公民館活動での実績等もあり、また具体的な要望等も受けとめていただいているというふう認識をいたしました。

こちらについても既に導入されている自治体の例についても把握をされているようでございますので、社会教育分野におけるこのWi-Fiの整備にも、その方向性に向けて努力していただけるということで受けとめてよろしいでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館並びに図書館等の社会教育活動の中でWi-Fiの整備ということで、教育長答弁からお話していただきましたが、私どもとしても整備の必要性は認識をしております。教育長答弁でもございましたが、タブレット講座とかやるに当たってもモバイルルーターを持ち込んでいただいているとか、それから先ほど教育長答弁でもございましたが、Wi-Fiの機能がないために中小企業大のほうへ行って部屋を借りてやっているとか、そういうこともございます。非常にあれば便利です、非

常に有効であるというふうに思っております。図書館においても同様に考えてございます。

先ほどの防災のほうと一緒にございますけれども、やはりセキュリティー面、こちらのほうでは不正アクセスとかウイルスの感染とか、まだまだ課題があるというふうに聞いてございますので、情報を収集して研究を進めたいと思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 特にこの社会教育分野、私は公民館活動を行っているさまざまな団体の皆様との意見交換の中で、このiPadを初めとしたタブレット端末を活用したさまざまな事業展開をしていく上で、やはりWi-Fiの環境はぜひ必要であるというようなことのお話も承ったところでございます。既に導入している自治体はもう多数あるわけでございますので、さまざまなセキュリティー対策も当然のことながら進んでいるものと認識しておりますので、ぜひ本市における公民館、図書館等における環境整備についても引き続き検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

最後に、観光分野でありますけれども、この点について、改めてこの観光振興という観点からこのWi-Fi環境の整備ということについてはどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 観光振興の観点でのWi-Fi環境の整備ということでございますが、これ、一つの例ということで、観光庁のほうで外国人旅行者の方々を対象に実施しておりますアンケート、これによりますと、日本への旅行中で困ったことは何かという問いに対して、回答で最も多かったのが、無料公衆無線LAN環境、こちらの未整備というような回答が一番多かったというふうな結果が出ております。

本市におきましても、もちろん2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、外国人の方々の来訪が見込まれますし、外国人の方のみならず、まち歩きを行う市内外の方々、こういった方々にストレスなく観光に関する情報のみならず、市内の産業等の情報も含めてでございますが、そういったものを情報収集できますWi-Fi環境への対応というものにつきましては、その必要性はあるというふうに考えてございます。

今後そういったものについては観光の立場で検討を進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 再度この観光分野での必要性の認識についても確認をさせていただきましたので、それぞれの分野におきまして、また冒頭申し上げましたように、民間事業者との連携の中では十分に市の財政負担等を伴わない形で設置ができる事例が数多く見られておりますので、そのあたりについての情報収集もしっかりと進めていただきながら、この東大和市におけるWi-Fi環境の整備、ぜひ引き続き検討を進めていただき、実現ができますようにお取り組みをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、日本共産党、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問を行います。

1番、小中学校特別教室への冷暖房設置について。

①小中学校特別教室への冷暖房設置について、ことし6月15日に、東京都が公立小中学校の特別教室のうち、

既に補助対象となっている図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン室に加え、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室またはそれに準じた教室に対象を拡大しました。対象拡大に伴い、一日も早く補助金を活用し、少なくとも対象となる特別教室への冷暖房設置を6月議会でも要望いたしましたが、その後の進捗はいかがでしょうか。すぐにでも補正予算に組み込むべきと思いますが、いかがでしょうか。

2番、東大和市における子どもの貧困の実態・対策と18歳以下の子供の医療費無料化について。

①「子どもの貧困率」が過去最悪の16.3%を記録し、6人に1人の子供が貧困状態にあるという中、日本共産党は、子供たちが必要な医療から遠ざけられているという実態をこれまでも繰り返し取り上げてまいりました。

東大和市においても、現在どのくらいの子供が貧困状態にあるのかを把握し、早急な対策を講じる必要があると思いますが、市の現状認識と対策について伺います。

②本来、学用品や給食費など、学校で使うものについては学校で全て準備すべきであると思いますが、東大和市における小中学校の保護者負担について伺います。

③市長が公約でも掲げている「日本一子育てしやすいまち」を実現するに当たり、18歳以下の子供の医療費を無料化することは必要最低限の施策であると考えますが、いかがでしょうか。

3番、ちよこバスの空白地域へのコミュニティタクシー整備について。

①ちよこバスのルート変更により市が空白地域としている地域には、市が責任を持って早急にちよこバスのかわりとなるコミュニティタクシーを整備するべきと思いますが、いかがでしょうか。

②市が7月に行った学習会、こちら説明会と書いてしまいましたが、正しくは学習会でした。訂正させていただきます。こちらの学習会に参加させていただきましたが、コミュニティタクシーの実現を求める方々に、自分たちで会を設立して具体的な実現に向けて主導権を持って対応するというのは、現実的には難しいという感想を持ちました。実際の路線図などの線引きは住民主導で行うにしても、まずは市が会を立ち上げるなどの援助が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

4番、学童保育の拡充について。

①夏休み中の学童保育の課題と市の対応について伺います。

②学童保育所の増設が必要と考えますが、いかがですか。

壇上での質問は以上となります。再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[3番 上林真佐恵君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、小中学校特別教室への冷暖房装置設置についてであります。児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要であると考えておりますので、引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の貧困についての現状認識と対策についてであります。子供の貧困につきましては、保護者の経済的格差が子供の教育、進学に大きな影響を与え、自立を阻害し、貧困の連鎖を生む要因として深刻な課題となっていることは承知しております。

市といたしましては、相談業務を通し状況を把握し、各種制度の案内や必要な支援を実施しております。

今後も国や東京都の動向を注視し、学習や就学の支援、就労支援、経済的支援等について調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校における学用品等の保護者負担についてであります。学校では、できるだけ保護者負担を少なくするようにオリジナルの教材作成や学校配当予算を有効活用しております。また、経済的理由により就学が困難な世帯には、学用品や給食費などの教育費の一部を援助する就学援助費制度の実施により負担軽減を図っております。

今後も保護者の皆様の御理解、御協力を得ながら適切に対応してまいります。

次に、18歳以下の子供の医療費の無料化についてであります。現在本市では、乳幼児が医療機関を受診したときに医療保険に係る自己負担分を全額助成する乳幼児医療費助成事業を、また小学生から中学生までの児童については、所得制限や診療1回当たり上限200円の本人負担はありますが、義務教育就学児医療費助成事業の実施により、子供たちの健康の向上や健やかな育成のための子育て支援を行っております。

子供の医療費助成制度は自治体ごとに制度が異なることから、中学生までの子供の医療費の無料化については、国の医療制度として創設するように東京都市長会を通じて引き続き国に要望するとともに、東京都に暮らす子供たちに等しく福祉が行き渡るよう、都制度による所得制限の撤廃と補助率の引き上げを要望しているところであります。

なお、18歳までの医療費助成制度の拡大につきましては、多額の財源が新たに必要になりますことから、現時点では困難であります。

次に、公共交通空白地域へのコミュニティタクシーの整備についてであります。コミュニティタクシーを例とする生活交通を持続可能なものとするためには、地域の皆様に継続して御利用いただくことが重要であります。そのためには、地域の主体的なかかわりのもと、市と地域の皆様が協働して検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、コミュニティタクシーを検討するための地域組織についてであります。コミュニティタクシー等の運行を持続可能なものとするためには、地域の主体的な取り組みのもと、市や運行事業者などが協働していくことが大切であると考えております。地域で必要とする交通を地域の皆様で考えて、利用されるための交通を考えていただきたく、学習会の開催等の支援は行ってまいりたいと考えております。

次に、夏休み中の学童保育の課題と市の対応についてであります。通常時と同様に受け入れ場所の確保並びに指導員等の確保等が課題となっております。

平成27年度の夏季における学校長期休業期間中は、1年生は学童保育所で受け入れをし、2年生以上の児童は児童館並びに学校施設におけるランドセル来館事業で待機児童全員の受け入れを実施いたしました。

次に、学童保育の増設についてであります。国が制定した放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の推進により学童保育の待機児童の解消が見込まれることとあわせて、ランドセル来館事業で現在の待機児童の受け入れが可能であることから、学童保育所の増設については考えておりません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 小中学校特別教室への冷暖房の設置についてであります。これまで児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れるよう教育環境の整備に取り組んでまいりました。良好な教育環境を確保するためには、冷房が未設置となっております特別教室についても、その設置を進めていく必要があると

考えております。

また、空調機の設置には多額な予算を伴うものでありますことから、引き続き国や東京都の補助の動向を注視し、未設置となっている特別教室について計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、再質問を始めさせていただきます。

特別教室へのクーラー設置の必要性につきましては、既に他の議員の質問に対しても御答弁いただいているんですけども、改めて教育委員会の見解を教えてくださいませんか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先日、他の議員の御質問に対しましても答弁しておりますので同じ答えとなりますけれども、教育委員会といたしましても、昨今の非常に夏の時期の暑さ等から冷房化というものは必要であると認識はしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

必要性を感じているというふうに御答弁いただきましたが、教育委員会が必要と考えているのは全ての教室なのか、もしくは都の補助対象教室だけなのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。また、現在クーラーがついていない特別教室は何教室になるのでしょうか。教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先ほど答えましたように、この夏の暑さ、昨今の暑さからしますと、可能であれば学校全体というふうに考えていますが、ただそこは非常に多額の財源が必要なものでございますので、使用頻度あるいは学校の利用の実態など、総合的に判断して実現の可能性を探っていく必要があると考えております。

教室数につきましては課長のほうから御答弁させます。

○建築課長（中橋 健君） 特別教室の数につきましては、小学校におきましては視聴覚室や理科室、また家庭科室、図工室等でございます。中学校につきましては、そのほか被服室や金工室、木工室等でございますが、利用状況にもよりますが、小中学校合わせて70以上の特別教室がまだ冷房化未設置となっているというふうに判断しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。この間、会派でも市内の全ての小中学校を回ってお話を伺ったり、また現場の先生方からもお話を伺ったりしたのですが、理科室や調理室など、特に火を扱う教室には特に早くクーラーを設置してほしいということで、これまでも何度か市に要望しているということでした。これについてはどのように答えていらっしゃるのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 冷房化、特別教室の冷房未設置のところございますが、各学校では授業の時間のやりくり、また授業の内容等調整しながら現状やりくりしているということでも伺っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現場で日々児童に教育を行ってくださっている先生方の御意見ですので、ぜひ早急な対応をしていただきたいと思います。

また、算数の少人数学級などで特別教室を使うこともあるかと思いますが、こういった場合も、一方はクーラーがある教室で、他方はない教室というふうになってしまうこともあると伺いました。この点についてはいかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 少人数教室、算数等で使っているということで私ども把握しておりますが、その点につきましても、そのときの利用状態に応じて各学校、利用する部屋、うまく調整しながらエアコンのついている部屋等で行うなど、調整しながら行っているということで伺っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 特に小学校低学年ぐらいたとまだ体温を調節する器官が十分に発達してなくて、熱中症になりやすいということもあるかと思えます。うちの子なんかも夏になると、昼間暑いと夜熱を出したりとかということも、1年生ですけどいまだにあたりもしますので、こういうことから一日も早く全ての教室にクーラーを整備する必要があると思えます。

東京都はこの補助期間を平成30年までとしていますので、早期に予算化する必要があると思えますが、具体的な計画はあるのでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先日、他の議員の一般質問に対しまして副市長から答弁がございました。東京都の補助制度が充実されましたので、この補助制度の内容を精査した上で、当市の実態を踏まえ、この機会に効果的・効率的な整備に努力してまいりますという答弁でございます。この答弁に沿って私どもはこれから検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 東京都がクーラー設置補助の対象特別教室を拡大したという意義はとても大きいものだと思います。一つは対象教室はなるべく広く緩やかに見る姿勢があるということです。もう一つは、国に比べても補助額は大きいものだと思います。

国の補助の仕組みと都の補助の仕組み、補助率がどうなっているのか教えていただけますか。

○**建築課長（中橋 健君）** 補助の内容でございますが、補助率といたしましては、国が3分の1、東京都が6分の1でございます。また、東京都におきましては上乗せ単価差補助というのがございまして、これは国が定める補助単価と国が定める補助単価、これの差の2分の1を東京都が補助していただけるという内容となっております。

以上でございます。（「国の補助単価と国の補助単価」と呼ぶ者あり）

失礼しました。もう一度申し上げます。失礼いたしました。

国の定める補助単価と東京都が定める補助単価、これの差がありますが、これの2分の1を東京都が補助していただけるという形になっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

御説明があったとおり、国の補助率は3分の1、都が6分の1ということになっていますが、補助の基礎となる工事費、つまり補助単価が1平米当たり国の場合は2万1,300円と実勢価格よりも極めて低いという中で、東京都の補助単価は1平米当たり4万8,000円を上限に実際かかった費用というふうにしています。東京都の補助は、国と都の補助を活用すれば市の負担は実質額で半分で済むような設定になっているかと思えます。仮に実際の工事費が平米当たりで4万8,000円だったとすれば、国の補助が15%、都の補助が35%、市の負担は50%という計算ではないかと思えます。

やはり東京都の補助があるうちに、つまりは平成30年度までのうちに設置するという事で市の負担をかなり減らせるということになると思うんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 同じ答えになってしまいますけれども、東京都の補助がここで充実いたしましたのを機会に、この機会に今効果的・効率的な整備をしていく、そういう努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 先ほど副市長の御答弁の話もあつたんですけれども、副市長は、他の議員への御答弁で、特別教室のクーラー設置については、国と東京都の財源を活用しながら補助制度の内容を精査した上で、当市の実態を踏まえてこの機会に効果的・効率的な整備に努めていきたいとおっしゃいました。

ここで市長にお伺いします。

八王子市は、都が対象教室を拡充したことを受けてこの9月に補正予算を組んでいます。平成29年度までに整備を完了する計画で、今年度は10校で40の特別教室にクーラーを設置するとしています。総額で1億2,200万円、国と都の補助を除くと市債で5,000万円、一般財源で2,248万8,000円ということです。そのうち補正で組んだ30教室分は1億200万円で、この分はちょうど半分が国と東京都の補助金、半分が市債4,000万円と一般財源1,248万円となっています。補正予算を組んだ分は拡充された補助金を予定しているというふうになっていると思います。八王子市はアンテナを高くして国の補正予算の動向もにらんで実施したいということでした。

この八王子市の事例を見れば、東大和市でも年間2,250万円の一般財源で約3年間で特別教室にクーラーを設置できるかと思います。副市長が精査したいと言われた国と東京都の補助制度の概要は今まで明らかにしたとおりです。八王子の事例も示しました。

ぜひこの機会に急いで進めていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○**副市長（小島昇公君）** 特別教室へのクーラーの設置の関係でございます。他の議員に過日、私のほうから答弁もさせていただきました。そういう意味で言うと、子供たちのために前向きに検討したいというお答えでございます。

ただ、八王子の例もございましたけども、近隣でいいますと所沢市も、いろいろな例があります。そういう中で、市ごとにそれぞれの特徴というのがございますので、他市ができたからすぐ同じ時期というわけにはなかなかいかないということは御理解を賜りたいと思います。

財政の運営の中で、やはり切り詰める中でも、基金に積み立てを積極的に行わせていただいておりますので、そういったものの積み立った状況も踏まえながら、効果的に事業実施に向けて検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**3番（上林真佐恵君）** 教育長も御存じかと思いますが、23区に比べて多摩地域のクーラー設置状況はおくれています。健康の面からも、教育環境の整備という点からも、補助制度が拡大された今この時期に実施をする必要があるかと思っております。

先ほど八王子市の例も挙げましたが、八王子市では特別教室のほかにも新たに設置する13の特別支援教室向

けに全額東京都の支出金でクーラーを設置するとしています。特別支援教室設置に向けた東京都の予算措置がとられたものを活用するという事です。知恵を絞って、さまざまな制度を活用して、工夫してクーラー設置を進めているわけです。副市長も、教育委員会も、この機会に前向きに検討するという意向を示されていますので、これを評価しまして早期の実現をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

東大和市内の子供の貧困の実態と対策についてですが、現在市ではどのような数字に基づいて子供の貧困について認識されているのか教えていただけますか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子供の貧困の実態の把握についてでございます。

市といたしましては、子供の貧困の実態を把握する調査は実施しておりません。生活困窮の実態の推移を知る参考数値といたしまして、生活保護の受給状況やひとり親世帯が受給する児童扶養手当、また学用品費の一部が支払われます就学援助の受給状況等が推移を見るための参考になるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 調査をされてないということですが、6人に1人の子供が貧困にあるという状態の中で、それでいいのかどうか大変疑問に思います。

東大和市における生活保護世帯のうち18歳未満の児童がいる世帯は何世帯になるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 生活保護世帯のうち18歳未満の児童がいる世帯につきましては、平成26年度末現在で155世帯でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 東大和市においても、少なくとも現在155世帯でそこに暮らす18歳未満の子供が貧困に置かれているということだと思います。日本における生活保護の利用率はほかの先進国に比べてとても低く、わずか1.6%と言われております。さらに、生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人の割合、捕捉率ですけれども、これは2割程度にすぎないと言われております。ということは、残りの8割近くの方々は、生活保護を受ける資格がありながら保護から漏れているといえるのではないかと思います。

東大和市においても、現在155世帯の方が生活保護を受給していますが、捕捉率を考えれば、実際には保護を必要とされる方が保護されていないということもあるかと思っております。このような状況を考えても、子供の貧困対策を行政の責任で具体的に考えるべきではないかと思っております。

そこで質問ですが、現在東大和市で実施中、または今後導入予定の対策はあるのでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 現在東大和市で実施中、または今後導入予定の対策についてでございます。

現在子供の貧困施策だけではございませんが、生活困窮者自立支援法の施行により、くらし・しごと応援センター「そえる」によります自立相談支援、就労支援、家計相談を実施しております。また、ひとり親家庭の子供に対する学習支援といたしまして、市内団体が実施をする無料学習塾の開設の支援をするなどしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 東大和市内においても施策であるとか、またいろいろなボランティアの方がすばらしい試みを実施してくれておりまして、これについてはとてもありがたいことだなと思っています。

しかしながら、現在の社会のシステム、例えば規制緩和による非正規雇用の拡大やリストラの横行、高過ぎる税金に比べふえない所得、世界でも例を見ないほど高額な住宅費や学費、こういった日本のシステムそのも

のが貧困を生み出しているわけですから、現在の支援策ではまだまだ十分ではないかと思えます。

やはり行政としての責任で、今現在貧困に苦しんでいる方だけではなく、全体的な底上げができるような施策を考える必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） やはり生活困窮からの自立を考えるときに、親から子への貧困の連鎖を断ち切る施策の検討が必要であるとは感じてるところでございます。またそれも喫緊の課題であると認識してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうですね、貧困の連鎖を断ち切ること、これは非常に大切なことだと思います。特に日本においてはひとり親家庭の貧困率が50%を超えて、特に母子家庭の貧困が大変深刻な問題となっています。

東大和市において児童扶養手当を受けている方の人数と、その中の未婚の方の人数を教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 児童扶養手当の受給状況でございます。

児童手当受給者につきましては、平成26年度中の月ごとの受給者の平均といたしまして808人が受給をしております。また、受給者が未婚である世帯は統計上59世帯というふうな統計が出ております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 以前にも日本共産党市議団ではみなし寡婦控除についての決議提案をさせていただきましたが、一口にシングルマザー、シングルファザーといっても、過去に法的な婚姻歴があるかないかで、税金の面では差別といってもいいような格差が生まれています。これは、婚姻歴がない場合、所得税法における寡婦控除が受けられないためです。しかし、子供の権利という点で考えれば、親に婚姻歴があろうとなかろうと、生まれてきた子供に責任はありません。

世界的に見れば、先進国の多くが婚外子に対する法的な差別を撤廃しています。日本に対しては、国連の自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会、また子どもの権利委員会から再三にわたり日本の法律に規定されている婚外子への差別的条項の削除が求められているという事態にもなっています。

2013年には、結婚していない男女間に生まれた婚外子の相続分を法律婚の子の半分としていた民法の合憲性が争われた裁判で、最高裁が憲法違反とする判決を下しました。これを受けて民法も改正され、婚外子とそうでない子供の相続分は平等になりました。

このような世界の動きから見ても、結婚歴の有無で保育料などの負担に格差を生む現在の寡婦控除についてもみなし寡婦控除を導入して平等化を図るべきではないかと思えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） みなし寡婦控除につきましては、以前、2年ぐらい前に他の議員さんからも提案がありまして、全国で始まり出したところということをお聞きしたところでございます。寡婦控除を使って算定するいろいろな手当とか、使用料、負担でしょうか、あるかと思えますけれども、担当部で保育料、保育を担当しておりますので、現在の保育料の算定を見ますと、やはり国の徴収基準と同じ算定方法、すなわちみなし寡婦控除を適用しないというような方法により算出をしております。

みなし寡婦控除の適用につきましては、控除を受けられないことに起因する不利益とされている項目、今上林議員のほうからもいろいろお話ございましたけども、これらの是正は国の税制改正によって抜本的に対応すべき問題であるというふうにご考えているところでございます。

先ほども婚外子の相続が民法の関係で憲法違反というふうなところも、そういうような流れもございませぬ

で、国の今後の動向に注意しまして、それに対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。
以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 日本においては、結婚してから子供をもうけるべきという考えもまだまだ根強いとは思いますが、親にどのような事情があったにしても、子供には責任がなく、子供が受ける権利に格差があつては絶対にいけないと思います。

みなし寡婦控除については、御答弁にもありましたけれども、導入を決めた自治体も徐々にふえてきています。所得制限を設けた上でみなし寡婦控除を導入した自治体の事例を見ると、東大和市と同様に導入したとしても数十万円のできるのではないかと思います。国際的に見ても貧困率が異常に高いひとり親家庭に手を差し伸べるためにも、速やかに導入するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国のほうも関係閣僚会議で子どもの貧困対策会議というのを設けておまして、先週でしょうか、8月28日、先週の何曜日でしょうかね、会合が開かれまして、今後のひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトというものをそこで決めたようでございます。

その中のメニューが年末に向けて示されるというような会議の資料を拝見したところでございますけれども、その中におきましてこの辺も触れてるのかなというところで中を見ただけですけれども、いろいろな助成をするというところに視点を置いているところで、そちらのほうまでは言及してないようでございますけれども、先ほど申し上げたとおりに、やはり税制改正によって改正されれば、みなしというようなことをしなくてもおのずと控除が受けられるというようなふうになろうかと思っておりますので、当市におきましてはその動向を、先ほど申し上げたとおりに注視し、それによって対応したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひすぐにでも東大和市でできることだと思いますので、すぐにでも導入していただきたいと思っております。

続きまして、子供の貧困対策といった場合、特に教育と医療については最優先されるべき課題ではないかと思っておりますが、まず教育について、東大和市で何か独自に行っている政策があれば教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 子供の貧困対策として直接的な事業はございませんが、学校では、市販されているコピーが可能な教材を学校配当予算の中で購入をしまして授業で使用をしております。また、市でも修学旅行、移動教室に参加した児童・生徒の宿泊助成、また就学援助費制度の実施など、できるだけ保護者負担を軽減できるように努めております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 直接的な制度としては現状は特にないということで理解したんですけれども、では現在就学援助を受けている家庭がどのくらいあるか、人数と割合を教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成26年度の就学援助を受けている小学生の割合は14.1%です。人数にしまして、要保護・準要保護を加えて633人です。また、中学生で就学援助を受けている割合は19.9%、人数では要保護が65人、準要保護が363人、合わせて428人、全体では受けてる割合は16%となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 全体で16%ということですので、やはり東大和市でもおよそ6人に1人の子供が援助を必要としているということだと思います。

この就学援助の申請についてですが、どのように保護者に周知し、保護者はどのような形で申請を行って

るのでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 毎年4月に全児童・生徒を通しまして就学援助費制度の御案内と申請書を家庭に配付しております。また、新1年生には入学前の就学児健診の際に保護者の方に制度説明を行っております。手続きに関しましては、制度を利用する方は申請書に必要事項を記入の上、世帯の前年度の収入のわかる書類がある場合には添付をしていただき、市役所の担当窓口へ提出をしていただいております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 私も子供が新1年生ですので、たしか入学説明会のとくと就学前健診のときですかね、説明の申請書と用紙、申請書もありましたよね、いただいているかと記憶しています。ただ、説明としては、こんなものもありますよというような程度だったように思います。実際に就学援助を受給するには所得基準がありますけれども、申請自体はどなたでもできる制度ですので、もう少し周知に力を入れていただければと思います。知らない方がもしかしたらいるかもしれないかなと思いました。

また、さまざまな理由から、就学援助を受ける権利があるのに所得基準に満たないのに現在受けてないという保護者の方もある程度いらっしゃるというふうに考えられますので、できれば就学援助は申請制ではなくて、基準以下の収入であれば自動的に援助が得られるようなシステムになったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 就学援助費制度は、経済的な理由により就学が困難な場合に、申し出により教育費の一部を援助する制度でありますので、今議員がおっしゃったように、本制度の利用を考えている保護者の申請につながるように今後も機会を捉えて制度の周知を十分図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** そうですね、システムを変えるというのもそれなりに大変だと思いますし、新たなコストなどかかることを考えれば、やはり全体として底上げを図るというような施策が必要になってくるかと思います。

そもそも、学用品や給食費など、学校で使うものについては学校で全て無償で準備すべきであると思います。東大和市における小中学校の保護者負担について伺います。

義務教育中に保護者が負担する実費について、金額を教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 東京都教育委員会の保護者が負担する教育費調査、平成25年度会計によりますと、当市の児童・生徒1人当たりの保護者の負担平均額は、小学校では年間4万7,519円、中学校では7万8,318円となっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 市内の平均で小学生が4万7,519円、中学生では7万8,318円ということで、保護者の負担はかなり大きいものと思います。

私もこの春、子供が小学1年生になりましたので、入学の説明会でいただいた資料を確認したんですけれども、入学前に保護者負担で準備が必要だったものが本当にたくさんありました。ちょっと思い出せる範囲で挙げてみたんですけれども、まずランドセル、防災頭巾、手提げかばん、上履き、上履き入れ、体操着、体操着入れ、そのほか物差しや筆箱、下敷き、はさみ、色鉛筆などの文房具、あと水着、水着用バッグ、絵の具セットなど、本当にたくさんありました。4月からきょうまで、大体2学期が始まったぐらいまでの間にかかった金額を、実際に自分の我が家の場合を計算してみたんですけれども、ランドセルを除いた金額で4万4,500円

ぐらい、先ほどの平均値に近い金額が今の時点でかかっておりました。

東大和市の就学援助金は、小学校1年生の場合、入学支度金が2万470円、その他の分、年額で1万2,970円が補助されるということですが、ランドセルだけでもどんなに安いものでも1万円はしますし、上履きや体操着などは子供によってはすぐに小さくなってしまったり、上履きは、学童に行く場合は上履きと上履き入れも学童用に別に必要ですので、金額としてはやはり十分とはいえないのではないかと思います。

保護者の負担金については、杉並区など、既に所得水準にかかわらず負担軽減を行っている自治体もありますし、日本一子育てしやすいまちを目指す東大和市としては、さらなる軽減策を検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在保護者の経済的な事情により就学が困難な場合には、就学援助制度などを適切に運用しております。さらなる軽減ということでございますけれども、それにはまた新たな財源も必要となってまいりますので、現状ではなかなか難しいものがあると考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 少なくとも就学援助については、文科省が支給対象としているPTA費やクラブ活動費など、費目を広げるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** PTA費やクラブ活動費等、要保護者の補助金の対象項目として追加で示されているものもございますが、当市では保護者負担の大きい費目であります学校給食費、移動教室、修学旅行費、卒業アルバム、記念文集等、実費支給するものを中心に限られた財源の中で支給しておりますので、対象の拡大は困難と考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** PTA費はいうまでもなく学校と保護者をつなぐ大切な活動ですし、クラブ活動についても自分自身の興味や関心を深く追求し、個性を伸ばすことができるということにとどまらず、同じ興味を持つ仲間とともに活動することで大きな満足感や達成感を得られる活動だと思います。また、異学年、違う学年の仲間と一緒に集団活動をすることになりますので、年齢が違う仲間を思いやる気持ちや豊かな人間関係を育むということで、将来にわたって児童の成長やその後の生き方に大きく影響するものだと思います。それが家庭の経済状況によって入りたいクラブに入れなとか、あとクラブ活動に必要な用具が買えずクラブをやめなければならないということが実際に起きています。

先ほども申し上げましたが、生まれた家庭によってこういう将来の可能性が奪われてしまうということは絶対にあってはならないことだと思います。特に教育については保護者の経済力と学力が比例しているというデータもありますので、義務教育の場で幼い子供たちが格差を感じて傷つくようなことがあってはならないと思います。東大和市としても、子供の貧困に対する何か有効性のある施策を今後検討することを強く求めますが、いかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 上林議員がおっしゃるとおり、保護者の経済的格差が子供の教育、進学に大きな影響を与え、自立を阻害してそれが貧困の連鎖を生む要因になっているということは承知してるところでございます。

現在子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行を受けまして、国及び東京都が策定を予定しておる子どもの貧困対策計画の動向を注視をしているところでございますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、先週開催されました国の子どもの貧困対策会議では、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援及び児童虐待防止等

の施策並びに子供の未来応援国民運動というものを展開していくというようなことが示されてるところでございます。それを見ますと、教育支援、就労支援、経済的支援等、貧困の連鎖を断ち切るためのいろいろなメニューが示されているというようなところでございます。

その中を見ますと、今先ほども市内のボランティアの方が学習支援というようなお話もございましたけれども、まさしく子どもの居場所とか食事の提供、さらには学習支援を今ボランティアで担っている団体がございませぬけれども、こちらのほうのメニューを見ますと、子供の居場所とか食事提供を国の制度としてやっていくというようなところとか、学習支援も、貧困と言われている家庭に対します中学生の学習支援、さらにはそれは高校進学に向けたものであったり、高校生に対する新しい学習支援も行う、これは高校卒業、または大学支援を見据えてだと思えますけれども、そのようなメニューが示されてるところを見たところでございます。また、国もこれらの施策を大きくアピールしているように感じているところでございます。

今当市におきましても、ボランティアの方が担っていただいている、今お話したような事業が国の制度として乗れるものであれば、経済的負担、さらには御自分の持ち出しの負担なく継続していけるものによって変わっていかればいいのかということで見ているところでございます。

何分、メニューの詳細が示されるのが年末、12月までというふうに言っているようでございますので、当市のニーズに合った市の財政負担等も考慮いたしまして検討してみたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 保護者にとっても、子供自身の権利からいっても、また社会全体から見ても、子供が健康であること、学校に行って教育を受けられるということは一番大切なことであると思えます。

また、市内に住む子供たちの健康を守るということは行政の最低限の責任であると思えます。国や都が何か……ごめんなさい。ちょっと戻っていいですか。済みません。国や都が何かやるのを待つというだけじゃなくて、やはり行政としても独自の施策を考えていくということが必要であるかと思えます。

次に、18歳以下の子供の医療費についてですが、先ほどからも何度も申し上げますけれども、やはり全体的な底上げという点からいっても、行政の責任という点からいっても、無料化を実現すべきであると思えますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 18歳以下の子供の医療費の助成についてでございます。

現在市では、乳幼児には乳幼児医療費助成制度によりまして、市の単独事業を含めまして全額助成をしているところでございます。また、小学生から中学生までの児童の医療費につきましては、義務教育就学児医療費助成事業といたしまして、診療1回当たり上限200円の本人負担のほかに、所得制限はございますが、医療費が負担にならないよう助成をしているところでございます。そのため、これによりまして、生活困窮にあると言われる方につきましても医療を受けることができるというふうを考えております。

また、18歳以下の医療費の助成につきましては多額の財源が新たに必要であることから、現状では困難であるというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、繰り返しになってしまうんですけれども、保護者にとっても、子供自身の権利からいっても、子供が健康であること、一番大切なことであると思えます。また、市内に住む子供たちの健康を守るということは行政の最低限の責任であると思えます。

先ほど国の政策の話も御答弁ありましたけれども、国や都が何かやるのを待つだけではなくて、もちろん国や都からの補助金というのは最大限活用すべきですし、国に対して公的責任をさらに行政から、自治体から求めていくということも必要だと思いますが、同時に、今現在東大和市内で貧困に苦しむ子供たちに対して、自治体としてどのように責任を果たしていくか、独自の施策を行うことも求められていると思います。市長は、日本一子育てしやすい東大和を掲げています。全ての子供たちが教育と医療を受ける権利を侵害されることのないよう、今回質問させていただきました施策について具体的な検討を始めていただきたいと思います。

私自身、子育て中の保護者の一人でもありますので、実現するまで要求を続けていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ちよこバス空白地域へのコミュニティタクシー整備についてですが、ことし2月のちよこバスのルート変更により公共交通機関の空白地域としている地域に対して、東大和市はどのような責任があると考えていますか。教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成15年から交通空白地域の解消を図るためにちよこバスの運行を行っておりますが、市内をくまなくちよこバスを走らすことは非常に難しいことだというふうに考えています。

市内に残る交通空白地域につきましては、住民の皆様との協働により地域にふさわしい交通を検討するということを考えております。地域との協働により持続可能な交通を検討していく、そういった姿勢が大事じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 7月に市の主催で行われたちよこバスの学習会、私も参加させていただいたんですけども、そのときに、小平市の栄町で住民主導で実現したんですかね、コミュニティタクシー、ぶるべー号の例を出しておられたかと思います。

私も以前、実は小平市の栄町に住んでいたことがありますので、ぶるべー号はよく利用していて大変便利だなと思っていたんですけども、6月議会の際にも私質問させていただいたとおり、清原、特に東京街道団地では市内でも特に高齢化が進んでいるという状況がありますので、小平市の栄町と同じように住民主導でコミュニティタクシーを導入するというのは現実的ではないように思います。6月議会の際にも述べたんですけども、学習会に参加して同じようにやっぱり思ったんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域交通を考える際には、住民の一人一人が地域交通を支えようという、そういった意識のもと、地域交通を利用しようという、そういった機運が大切であると考えております。

したがって、地域交通を考える際は、市と地域の皆様の協働の取り組み、これは欠かせないものではないかというふうに認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） もちろん、機運とか協働という取り組みも大切なことであるとは思いますが、しかしながら、学習会でも、市民の皆さんからは、やはり市の主導でちよこバスのかわりとなる交通を何か立ち上げてほしいという意見が多かったかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 持続可能な交通をつくるためには市が主導的な立場をとることを求められると、そういったこともあるかと思いますが、やはり地域の皆様に支えていただくためには協働の認識を持って取り組んでいくということが重要だというふうに思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その実際の路線ですとか線引きについては、住民の皆さんからよく意見を聞いて、住民の皆さんに引いていただくということもあるかと思うんですけれども、少なくとも、最初に何か会を立ち上げて軌道に乗るまでは、ある程度市が主導して行わないとなかなか実現は難しいんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今地域交通の線というお話もありましたけど、地域交通のルート、決めることは容易なことではないというふうに思っております。ルートを決めるに当たりましては、道路の幅員、それからバス停の位置などのさまざまな制約がございまして、法的な事項の理解も必要となります。また、地域の課題を理解し、地域内のさまざまな御意見をまとめていくといった作業も必要となってまいります。さらには、やはり利用していただけるといったルートを、そういった設定が大切でありまして、地域住民の皆様だけでなく、事業者などの協力も必要となってきます。

このようなことを考えますと、市との協働を前提に進めていくためには、やはり地域において核となる方が必要になってくるのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） おっしゃることは大変よくわかるんですけれども、それでもその核となる方の登場を待っているのは、このまま結局実現には至らないのではないかというふうにちょっと思います。

今後の進め方について、何か具体的な計画はあるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 7月に勉強会をやったばかりでございますので、今後につきましては地域の状況を見ながらどのようなことができるのかというのを研究していきたいと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市民の足を確保するという事は行政の大きな責任ではないかと思えます。特に高齢化の進んでいる地域に対しては早急な対応が必要かと思えます。行政としての責任を果たせるよう積極的な対応を求めまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、4番の学童保育の拡充について伺います。

夏休み中の学童保育の課題についてですが、6月1日時点の学童保育の待機児童が131名ということで、東大和市においてはランドセル来館事業を行っていただいております。一人も待機児童を出さないという点については保護者の一人としても大変感謝しております。ただ、ランドセル来館では設備的に不十分な部分もあるかと思えます。

そこで、夏休み中の学童保育について、市が課題だと認識していることは何か教えていただけますか。

○青少年課長（中村 修君） 夏休み期間は学童保育所を休む児童が多いため、全ての待機児童を学童保育所に受け入れを行えないことを課題として捉え検討をいたしました。その結果、学童保育所の設備、面積等、安全性を配慮して、今年度は1年生のみを受け入れといたしました。

なお、夏休み終了後は一部の児童は空きが出たところには引き続き学童保育所へ入所となりましたが、ほかの児童につきましては再度ランドセル来館へ戻っていただいたところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。夏休み中の学童保育について、保護者からはどのような要望があるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） お昼寝をさせないで本読みなどをさせてくださいという要望はございました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保護者からの要望については、学童協——東大和市学童保育クラブ父母の会協議会とも毎年懇談会を行っていただいているということですので、ぜひ今後も毎年開催していただいて保護者の気持ちに寄り添っていただきたいと思います。

今お昼寝についての御答弁があったんですけれども、夏休み中、学童保育ではお弁当の後にお昼寝の時間があったかと思いますが、児童館でのランドセル来館や学校でのランドセル来館ではどのような場所でお昼寝をしていたのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所ではお昼寝の時間を設けておりますが、ランドセル来館の児童はお昼寝をいたしません。食事をとった後に座ってできる本読みですとか夏休みの宿題などをして過ごしております。

なお、午後1時から児童館で一般の来館の児童も来ますので、それとともに同じようにゲームをして過ごしているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 小学生なのでお昼寝が必要なのかということについては賛否が分かれるところではあると思います。保護者の方からもさせないでほしいという意見もあったということですので、それについては是非はいろいろな意見があると思うんですけれども、ただ実際にぐうぐう熟睡しなくても、まだ小学生ということですし、それぞれのお子さんの発達の程度にもよるとは思うんですけれども、ちょっと食事の後に少し横になってゆっくり休む時間というのはある程度必要ではないかと思います。それ以外にも、ぐあいが悪くなってしまったときとか、保護者が迎えにくるまでの間、静養ができる場所というのはいずれにしても必要かと思えます。

夏休み中は学校があるときと違って、児童は学童で丸一日過ごすことになるので、児童の生活の場として児童の発達を保障するための十分な設備というものやはり必要不可欠ではないかと思えます。また、夏休み中は、学校からではなくて、自宅から直接学童に行くことになるので、特に1・2年生とか低学年の子供の場合は保護者が送り迎えをする場合がほとんどかなと思うんですけれども、きょうだいがそれぞれ学童、ランドセル来館と分かれてしまった場合は、保護者の負担についてはいうまでもないんですけれども、子供自身もきょうだいと分かれて日中を過ごすということに不安を感じた子もいるかと思えます。何より、6月1日時点での学童保育の待機児童が131名、これだけいるということを考えれば、早急に学童保育の増設をするべきだと思います。

そこで、②の質問で、学童保育所の増設についてなのですが、先ほど市長の御答弁では増設は考えていないということだったんですけれども、先日、他の議員の質問に答弁されていた放課後子ども総合プランに基づく行動計画について、平成31年までに学童クラブのおおよそ2分の1を小学校内で実施することを目指すというふうにあったんですけれども、これは増設をしないということは、現在ある学童クラブを小学校内に移設することなんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年、国が示しました放課後子ども総合プランの中では、一体型というものにつきましては放課後子ども教室と学童クラブが同一の小学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるというふうに定義しているところでございます。

それともう一つ、連携型というのがございまして、放課後子ども教室と学童クラブの活動場所の少なくとも

一方が小学校内以外の場所であって、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童クラブの児童が参加できるというようなものを連携型と定義されてるようでございます。先ほども申し上げた行動計画の中では、その一体型の小学校の中で放課後子ども教室と学童クラブを一緒にやるというものを2分の1、今小学校10校でございますので、5校でやることを目指しているということでございます。

なお、一体型を開始した場合に現在の学童クラブを残すかどうかということでございますけれども、そのときの需要等を見て判断していくものというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、学校内にも学童クラブができて、今ある学童クラブは残るかもしれないし、なくなるかもしれないという意味での増設はしないということなんですかね。何かいまいち増設をしないということと小学校の半分につくるということがちょっと矛盾しているように感じたんですけども、もう一度教えていただけますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年7月に国が策定しました放課後子ども総合プランの中で一番に言われているのが、学校施設を徹底活用した促進というふうになっております。というのは、余裕教室の徹底的な活用に向けた検討をしるというようなことでございます。余裕教室がないところにおきましてはいろいろなパターンが示されてるようでございますけれども、例えば当市でいいますと第九小学校でしょうか、学校の敷地内に別棟ですけども、それも一体型と呼んでいるようでございます。それから、もちろん余裕教室の中でやるというようなことが例示されておりますので、現在でいくと南街地区の二小の中で余裕教室、今1教室お借りしてありますが、それ以上は無理というところでございますので、シミュレーションしますと、両方で学童をやるというようなことも考えられるというふうに現状では考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、必ずしも増設をしないということにはならないと思うんで、その時点で学童がなくならない、今のものがその時点でなくならなければ実質的にはふえるというふうに理解したんですけども、そういう、ちょっと、そういうことですよ。確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現状で新設をする予定はないというふうに考えております。といいますのは、やはり学校内の余裕教室等の活用をすれば増設する必要はございませんし、もちろんそれだけで受け入れ切れない場合には、現状の学童も活用して、一昨日でしょうか、他の議員さんからも御質問いただきましたけど、第二学童みたいな考えられないのかということでございますので、そのようなところも検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 学童というからには、その基準が示されてますので、基準に沿ったものを必ずつくらなければならないと思うんですけども、ちょっとこの点についてはまた後で、ちょっと前後して申しわけないんですけど、後で質問したいと思うんですけども、続いて、この行動計画の中に、関連ですかね、学童クラブと放課後子ども教室及びランドセル来館事業の連携を目指すというふうに書いてあるんですけども、これもこの3つの施設がそれぞれ存在したままお互いに連携を図るという理解でよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） そのように考えております。それぞれの預かる時間が異なることから、学童クラブにつきましては現在ですと午後6時まで、ランドセル来館につきましては午後5時まで、放課後子ども教室につきましては夏季等、9月までと冬時間とちょっと違うんですけども、4時と5時という形になっておりま

すので、居場所を確保するために今後もそのように考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 時間が違うということで今そういうふうにやっていたいでいるんですけども、学童クラブはそのまま存在するわけですから、ということであれば、学童クラブの児童はまず学童クラブに行ってランドセルを置いて、出欠ということが必要ですよ。出欠なりとって、希望する子は放課後子ども教室に遊びにいったら、放課後子ども教室が終わった後は学童クラブに戻ってくる、そこで出席というか、ちゃんと、帰っちゃった子がいないかみたいな確認をするという、そういうイメージを持ったんですけども、それで正しいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） そのとおりでございます。やはり学童につきましては、やはりおやつとかいろいろございますので、その時間には戻って点呼をとるといような形で考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そういうことでしたら安心しました。

また、他の議員への御答弁の中で、今年度中に2校で連携ですかね、実施するというふうにおっしゃっていたかと思いますが、具体的な内容について教えていただけますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今年度、連携型、なかなか学校内に学童がございませんので一体型というのはなかなか難しいと考えておりますので、連携型を試行という形でやってみたいというふうに思っております。現在、過日行われました放課後子ども教室運営委員会というのがございまして、そちらのほうでも御意見等も伺ってるところでございますので、今後放課後子ども教室のスタッフがおりますので、さらには学童保育所の指導員等で協議しましてプログラムを作成しまして、月に1回から2回程度を行ってみたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今放課後子ども教室というのは学童に登録している子は行けないというふうになるかと思うんですけども、この2校での連携という場合は、学童に一旦行くのか、そのまま放課後子ども教室に行くのかちょっとわからないんですけども、学童の子がそこに行って連携して何か共通の遊び、何かをやるという理解でよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） まだ試行の段階で考えるところなんですけれども、そのようにやはり行って遊んで戻るといふような形では考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

続いて、また行動計画についてなんですけれども、放課後子ども教室については平日の実施を目指すというふうにあります。これ今は月に何回かだと思んですけども、計画の中で、今後の計画としては月曜から金曜ないし土曜日、土曜日は学校ないのであれですね、金曜日まで実施するという理解でよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 月曜日から金曜日までと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、学童保育、放課後子ども教室、ランドセル来館の共通プログラムというのがあるんですけども、これはどういったプログラムを想定していらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 共通プログラムとしましては、全ての学校が共通ではないことがありますので、

学校ごとにつくり上げているプログラムであります。本読みとか工作等が挙げられると思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　こういう共通プログラムを実施するに当たって、やっぱり人員の確保ということは全児童対策なので考えられると思うんですけども、今どういうふうにより人員配置というんですかね、考えていらっしゃるんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君）　今考えているのは、やはり放課後子ども教室のスタッフ、コーディネーター等とあと学童保育所の指導員、臨時職員も含めましてそういうような形で実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　全児童対策となると、特に、特にということもないんですけど、放課後子ども教室、かなりのスタッフの数が必要ではないかと思うんですけども、それはどんな方を想定していらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君）　各学校に放課後子ども教室の中には、コーディネーターの方、セーフティサポーターの方、学習アドバイザー、安全管理員という形で登録をされておりますので、その中の方で常時、場所によるんですけども、10名程度の方が来ておりますので、学童につきましても常時4名ほどは従事しておりますので、大体十四、五名で行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　ありがとうございます。今は月に数日なんですけれども、これが毎日のこととなりますと、毎日それだけの人材を確保しなければいけないということになりますので、それなりの計画が必要かと思うんですけども、ここはしっかり人員を確保していただいて、しっかりやっていただきたいと思います。

先ほど御答弁の中に運営委員会という言葉があったかと思うんですけども、これはもう既にある既存の委員会なんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君）　平成20年度に放課後子ども教室運営委員会というのを設置しましたので、現在も活動しております。メンバーなんですけれども、この中のメンバーは、教育委員会、学校長、社会教育関係者、青少年対策委員、放課後子ども教室のコーディネーター等であります。平成24年度まではPTAの保護者の方も入っていたんですけども、現在は保護者の方は入っておらないのが現状でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　現在は保護者の方がメンバーには入っていないということですので、ぜひ今後、計画を具体的につくるに当たって、保護者のニーズというのは絶対に聞く必要があると思いますので、丁寧に聞いていただいて、できればメンバーの中に保護者の方を入れていただいて、保護者のニーズに答えるようにしていただきたいと思います。

行動計画のことばかりなんですけれども、余裕教室等の学童クラブや放課後子ども教室への活用ということが書かれてるんですけども、これを見ると余裕教室を使うことが前提であるようにちょっと感じたんですけども、児童の、先ほどからも申し上げますけれども、児童の、特に学童が児童の放課後の生活の場であるわけですので、ただ遊び場としての機能だけではなくて、やはり安全に外遊びができる場所であるとか、畳やカーペットがあって体を休ませることができる場所であるとか、小集団で学習、落ちついて学習をしたりおやつを食べたりする場所という専用の場所が必要不可欠であると思います。

余裕教室の活用については今後の少人数学級の推進との関係でも矛盾しているのではないかなというふうに

思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 担当部といたしましては、先ほども申し上げたとおり、昨年国が策定いたしました放課後子ども総合プラン、これに基づいて粛々と進めてるところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時52分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） 今、余裕教室を使って粛々という御答弁だったんですけども、学童保育は保育園に比べて児童福祉法に位置づけられたのが遅く、基準についてもこの4月からスタートした子ども・子育て支援新制度でようやく決められたばかりです。学童保育が学校内にあるということは安全面からいっても、学校との連携のとりやすさからいっても、それ自体は本当にありがたいことだとは思うんですけども、同時に児童の生活の場としてふさわしいものにするのが求められていると思います。

現在のランドセル来館のような余裕教室、これを使った暫定的な設備では児童の生活の場、児童の発達を保障する場として不十分であると思いますので、設置に当たっては、少なくとも現在の学童保育の基準を下回ることがないようにすることが求められると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 放課後に児童が安全・安心に過ごせる場所として学校の活用がベストであるというふうに国はいろいろ決めたんだと思っております。施設整備等につきましては、今上林議員がおっしゃったように、基準を遵守することは当然でございます。本事業は教育委員会の協力がなくては進んでいけないものと思っておりますので、今後教育委員会とさらなる連携をとりまして進めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひしっかりと基準を守っていただきたいと思います。

今後の一体型ということについては、先ほども少し御答弁にもありましたけれども、この行動計画、2014年6月に国が発表した放課後子ども総合プランに基づいた行動計画であると思います。この中で、一体型という言葉について、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものというふうにしています。こう聞くと、学童クラブと放課後子ども教室が同じ場所で、同じ職員が、子供たちも一緒に行われる一体化というものをイメージしてしまう場合もあるかと思えます。実際に既に一体型を進めてる自治体では、全児童対策である放課後子ども教室に学童保育が吸収されて縮小されて、学童保育としての機能が消滅してしまったという地域も出ています。ただ、これに関しては、厚生労働省は行政への説明会で、学童クラブは基準に基づき生活の場として実施していく、一体型と一体化は違うというふうに説明しています。

もう一度確認になるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 一体化で消滅するという事は現在考えておりません。ちょっと他の市町村のほう、区なんですけども、見に行かせていただきまして、確保をして、うちのほうでいえば学童保育所とランドセル来館が重なったような形で事業を行っておるところもあります。それにつきましては、学童は学童、ラン

ドセルはランドセルという形で同じ敷地内の校庭を使ったりして、今市のほうでも考えてるような一体化を進めてるところもありますので、そういうところを参考に行っていきたいなと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 日本においては、働いている保護者と働いてない保護者がそれぞれ一定数存在しておりますので、児童の放課後の生活の場としての学童保育と、家に帰ることもできるけど、放課後を過ごす遊び場の一つの選択肢としての全児童対策、放課後子ども教室ですね、これは役割も明確に違ってくると思います。ですから、それぞれのニーズに合った学童保育の機能と、それとは別に、それと連携して地域で児童の放課後を支える機能というのがそれぞれ必要不可欠であると考えてるんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど課長のほうからも、放課後子ども教室のスタッフじゃ10人ぐらいは必要だということがございます。そこに学童の児童も今度入るわけですので、そちらにつきましては現在も見ておる指導員が当たるということがございますけれども、やはり全児童を見るときは、やはり地域の御協力がないと非常にやっていけないということがございます。この制度が始まったときには、七小から始まったと思いますけれども、地域のみならず、働いてない保護者の方の協力もあってスタートが切れたものと思っております。現在放課後運営委員会、さらにはコーディネーターのお話を聞きますと、やはりお子さんが卒園してしまうとその保護者も卒園しちゃうということで、非常に今地域の方が見ている方は高齢の方が非常に多いということで、その世代交代、さらには新たな保護者がいないというようなところが非常に今課題になってるところでございます。

それぞれの放課後子ども教室と学童保育の連携、一体の事業を進めるに当たりましては、その地域、その施設に応じたメニューを用意する必要があると考えてるところでございます。それに当たりましては、地域のニーズ等に応じまして既存の学童クラブの活用も考慮した施策を検討したいというふうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今現在学童クラブの待機児童、本当に多くいますので、既存の学童クラブというのは絶対に必要だし、これからふやしていかなければならないと思います。

繰り返しになるんですけども、学童クラブと放課後子ども教室というのは果たす役割も違いますし、それぞれの保護者のニーズも違うと思います。学童保育には生活の場として、そこに通う子どもたちはもちろんですけども、保護者も安心して預けられて、安心して働くことのできるというやっぱり、基準が先ほども重要ということで御答弁ありましたけれども、絶対に基準というものが必要になります。

あと、指導員の方のお話もあったんですけども、他の議員の質問に対しても、先日、指導員の方々のレベルアップの研修を行っていくという御答弁があったと思うんですけども、レベルアップと同時に指導員の方々の労働条件の改善、専門性に見合った処遇を保障するというのも必要だと思います。

設備面に対しては、先ほどから繰り返し申し上げてますけれども、十分な面積基準、面積、それと外遊びができる環境、体を休ませる場所、学習やおやつを食べる場所ということが必要ですので、学童クラブと放課後子ども教室が同じ場所で同じ職員が行って、子供たちも一緒という、一体化ではなくて、それぞれの事業があった上で、それぞれが拡充されるというものでなくてはならないと思います。

行政が責任を持って児童の放課後の生活を保障するということを考えた場合、学童保育を拠点としつつ、放

課後子ども教室やその他のランドセル来館、どのような形で残るかわからないんですけども、そういうところと連携を図りながら、地域のさまざまな施設、例えば児童館ですとか公民館や図書館や体育館、公園など、そういうところを地域の皆様の御協力もいただいて放課後の生活空間として位置づけることが求められると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 放課後に児童を安全・安心に過ごせる居場所というのは、国は学校がベストであるということに着目してこのようなシステムというか、ものを設計したんだと思っております。その中で、今先ほども制度にのっとって粛々とというようなお話もしましたが、現在我々担当で考えておるのは、学校の活用というところをメインに置いて進めているところでございます。

上林議員がおっしゃってる一体型というのは、ごちゃ混ぜというような意味ではございませんで、学校施設を活用して放課後子ども教室と学童クラブを一つの中でやるというのが一体型と国は呼んでおりますので、放課後、学校の授業が終わりましたから、全児童、誰でもいいわけですね、登録の必要もなくなるかと思っておりますけども、ただし、連絡先、保護者と連絡等をとる場合に学校を活用するのではなくて、放課後子ども教室が責任を持ってやらなければならないと思っておりますので、連絡等の把握、さらには参加してるかどうかの有無ぐらいは把握する必要は責任の問題におきましても必要であろうかと思っております。それが終わりましたから、学童保育は学童保育で、学童保育所の機能は現状と同じものを残しますので、そちらに移って学童クラブ終了までの間、現在6時、来年度からは要件が合う希望者につきましては午後7時まで延長保育もできますので、そちらのほうで過ごしていただくというのが一体型として国もイメージしております、我々もそのように認識しておりますので、そのような形ができればいいのかなというところで検討しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その余裕教室ということで、そこ、学校内の余裕教室を使うということであれば基準はもちろん絶対に、それは御答弁にありましたので絶対に守っていただけるというふうに思っておりますけれども、今待機児童の問題もありますので、ただ空き教室、余裕教室につくるといって、そこを学童とするのであれば、今の学童を残していかないと足りなくなったり、そのときの状況というふうにおっしゃっていましたが、待機児童がちゃんと解消できるように、今後この中でランドセル来館というのがどういう位置づけになるかがちょっとまだイメージはつかないんですけども、学童クラブに行きたい、行かせたいという子たちはもう全てそこに入れるという十分な面積の基準を持って、ちゃんとしたという言葉はおかしいかもしれないんですけども、基準を守った学童保育をちゃんと設置していただきたいと思っております。

今後、具体的な計画を立てていくということだと思いますので、学童保育を希望する保護者、また放課後子ども教室の拡充を希望する保護者、いろんな保護者の方いますので、それぞれの意見をちゃんと丁寧に聞いていただき、児童が安心して楽しく過ごせる放課後のあり方というものを今後ともに考えて施策に反映させていければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、多様な教育機会の確保や学習支援について伺います。

当市の学校教育においては、不登校対策に全校で取り組み、成果を上げているところです。平成19年には中学生で96名、率にして4.74%だった不登校児の割合は、平成26年には63名、2.99%にまで減少しました。しかし、先日の報道などによりますと、全国的に見ると一時減った、減少傾向にあった不登校児が再び増加しているということでした。

当市の現状はどうか、主な要因はどのようなことで、それに対する教育委員会としての取り組みなどについて、①不登校の人数の推移、要因の分析はどのようにしているか、またこれまでの対応を伺います。

そして、不登校児の受け入れ先として、第一中学校敷地内にあるサポートルームでの取り組みの様子や対応をお聞きします。

続いて、第三小学校内の教育センターや今年度から配置されているスクールソーシャルワーカーはどのような役割をされているのかお尋ねします。

私は今回、十分な学習が保障されていない児童・生徒に学びを保障するという視点から質問をしています。

不登校児のほかに、生活困窮者自立支援法に基づき塾へ通えないお子さんへの配慮として学習支援が事業として組み込まれていますが、当市ではどのように対応しているか伺います。

次に、市内水循環について伺います。

①市内の豪雨被害の状況と対応について。

このことについては、今回ほかの議員も取り上げられていたのですが、雨水管の清掃や雨水貯留槽の設置など、対応が進められていると思います。しかし、近年の気象状況の変化により追いつかない現状があると考えます。まず現状を把握、分析し、一時的に被害を防ぐ対策は必要です。

ことしの夏の豪雨被害状況と対応をお伺いします。

また、対症的に対応する以外に、まち全体の構造として、まちづくりを見直していく必要があると考えます。現在は雨水の処理は自区内処理と雨水管を通して河川へ流出させる方法をとっています。これからは豪雨対策としても、河川を中心とした広く流域全体としての水循環を考えたまちづくりが必要ではないかと考えます。国では、一昨年、水循環基本法が成立し、ことし7月には法に基づく水循環基本計画が策定されたところです。

当市ではこれからこの計画に基づくまちづくりの取り組みをどのように考えているのか伺います。

最後に、地下水の利用と保全について伺います。

国では、水循環基本法の次には地下水保全法をつくる動きが出ています。遠くに巨額なダムをつくり水を利用するのではなく、足元にある資源を活用していくことは無駄を減らし、またその土地に合った暮らしができると考えます。

地下水を水道水として利用している自治体は多摩地域に多くあります。資源を利用するには、使い過ぎて枯渇するなどの問題も考えられることから、保全とのバランスが必要です。地下水でいえば、1970年代のくみ上げ量の増加により地盤沈下の問題が起き、取水制限などもかけられました。しかし、水源を保全し、涵養を超えない利用を進めることは、地域の健全な水循環へつながっていくと考えます。

そこで、東大和市として地下水の利用や保全についてどのようにされているのか伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席で行わせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、多様な教育機会の確保や学習支援についてであります。当市におきましては、不登校児童・生徒の人数は平成19年度をピークに減少傾向にあります。不登校になる要因はさまざまでございますが、児童・生徒によっては、サポートルームにおいて学習支援と学校復帰支援を行うことで不登校状態が解消されるケースもあります。

現在不登校の未然防止や早期解決の観点から、市のさわやか教育相談室の利用を促したり、スクールソーシャルワーカーを活用したりして、学校と家庭が連携して課題解決できるよう取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援についてであります。平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法における任意事業の一つであり、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援の推進を目的としたものであります。

市ではこの事業は実施しておりませんが、今後、地域の実情を鑑みながら、既に実施されているさまざまな地域の取り組みなども踏まえ、効果的な支援の施策について研究してまいりたいと考えております。

次に、市内の豪雨被害の状況についてであります。平成27年7月に1回、8月に1回、大雨洪水警報発令に伴い水防本部を設置し対応しました。総雨量124ミリ、時間最大雨量43ミリを記録しましたが、床上浸水などの大きな被害は発生しませんでした。

なお、詳細につきましては後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、水循環基本計画に基づく取り組みについてであります。国は、平成27年7月、水循環基本法の規定に基づき、国の水循環に関する施策の基本となる計画として、水循環基本計画を策定したところであります。

当市におきましては、従前から緑地の保全や雨水浸透等の水循環に係る施策を講じてまいりましたが、今後も健全な水循環の維持または回復に関するこれらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、地下水の利用と保全についてであります。地下水は主に工業用水や水道水などとして利用されておりますが、災害時においては、震災対策指定井戸などにより消火活動や飲料水などとして活用されます。また、地下水の保全対策につきましては、東京都環境確保条例に基づく揚水規制や市が開発事業の際に協議しております雨水浸透施設の設置等により図られていると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 多様な学習機会の確保や学習支援についてであります。当市におきまして不登校児童・生徒の人数は年度によって多少の差はございますが、ピーク時から大幅に減少して、近年は東京都の出現率とほぼ変わらない状況が続いております。

不登校になる要因につきましては、国の問題行動調査や各学校から聞き取りによって把握しておりますが、家庭の問題に起因するケースもふえてきております。現在サポートルームでは、学習指導を個別に行う割合を多くするとともに、学級集団への適応力を高めるために集団で活動する機会もふやすなど、指導の改善、工夫に努めております。

また、サポートルームに通うことのできない児童・生徒に対しましては、市が運営するさわやか教育相談室での相談を紹介するとともに、本年度から導入したスクールソーシャルワーカーを活用し、学校と連携した取り組みをさらに進めてまいります。

以上でございます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） それでは、市内の豪雨被害の状況につきまして御説明させていただきます。

平成27年7月に1回、8月に1回、大雨洪水警報発令に伴い水防配備体制をとり対応いたしました。

7月30日の大雨は午後1時から午後4時までの3時間に総雨量46ミリ、時間最大雨量43ミリを記録いたしました。市では第一配備体制をとり、道路冠水に伴う通行どめ及びグレーチングの清掃、土のうの搬送を行っております。

被害及び対応につきましては、床下浸水5件、道路冠水4件、土のうの搬送205袋でございました。床下浸水した家屋につきましては、当日及び翌日、消毒を実施したものでございます。

次に、8月17日の大雨でございますが、前日の夜から当日午前11時までの17時間に総雨量124ミリ、時間最大雨量36ミリを記録いたしました。市では第一配備体制をとり、道路冠水に伴う通行どめ及び道路パトロールを実施いたしました。

被害につきましては道路冠水2件でございました。総雨量の割に被害が少なかったのは、雨が断続的に降ったことによるものでございました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず最初の多様な教育機会の確保や学習支援について伺います。

まず、不登校になっている子たちの学習支援はどうなってるかというようなところから質問させていただきます。

当市では、小中学校全校で不登校対策研究協力校ということになってると思います。学校へ通えない子供たちへの支援を充実させていただいていると思いますけれども、東大和市の特に特徴としてどのような取り組みをされているか教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 今小中学校全校挙げて取り組んでいる取り組みでございますけれども、まずは欠席の受付の対応を丁寧に行っていくということがございます。新たな不登校の子供を生まないために、まず保護者の方から欠席の連絡があった場合には、体調不良ということだけで済ませるのではなく、具体的な子供の体の状況をお聞きし、場合によっては受診をお勧めしたり、それから放課後に状況をまた改めて確認をし、家庭とのつながりを大切にしながら丁寧な対応をしていくというようなことを心がけております。

また、もし不登校の状況に陥ってしまった、または不登校の登校渋りのような状況のお子さんが出ているというようなことの場合には、スクールカウンセラーが各小中学校に配置をされておりますので、スクールカウンセラー等と連携をするということもございます。

また、市といたしましては、そういうお子さんの状況をなるべく早く把握し、学校と連携をして対応を進められますように、定期的に不登校の状況にあるお子さんの報告を出してもらい、学校と共通認識のもと、早急な改善策が図れるよう、また関係機関につなげるよう、そのような対策をとっているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) さまざま対策されていることがよくわかりました。

実際に26年度の行政報告書などを見ますと、小中合わせて82名が不登校となっているというふうになっています。全体の傾向としてはどのようなことが要因となっているのか教えてください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 原因といいましてもいろいろ複雑に、いろいろな状況が交わっているものですので、お子さんによってこれがということがなかなか特定できないということがありますが、主な要因としては、国の調査でございます問題行動調査から分析を行ったり、または学校から直接状況などを聞いて把握をしているところでございます。

主な要因としましては、本人の不安などの情緒的な混乱、そして無気力、遊び、非行傾向、親子関係、またいじめを除く友人関係というような内容のものが続いております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今回の議会の初日の補正予算でも不登校コーディネーターを各中学校に配置するということが決まりましたけれども、そういった不登校コーディネーターの必要性を教育委員会も認識しているから予算化したのだと思いますけれども、そういった状況をどのように捉えているのでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) お子さんの状況によりましては、なかなかやはり家庭で過ごすことが多く、なかなか学校に来ることが厳しいというような状況もございます。家庭への支援、または子供に対する支援ということも学校はいろいろと手を尽くしてるところではございますが、なかなか厳しい状況もございますので、学校と連携をしながら、学校と相談をしながら家庭支援ができるような、そんな状況をつくっていくことが大切だというふうに考えております。

先ほど議員のほうからお話をいただきました補正予算で御承認いただきました不登校支援コーディネーターにつきましては、各中学校に現在配置する予定でおります。学校の中心教員や関係機関と連携をして、不登校状況の改善、そして未然防止等に対応できるようにしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 理由も個々人でいろいろだと思います。さまざまなのが重なり合っているといますけれども、一人一人の状況を関係機関と連携をとりながらというようなお話だったのですが、そういった一人一人の情報の共有というのはどのようにされているのかというのを伺いたいんですが、個別の例えば指導記録のようなものを作成しているのでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 先ほど対策、対応のところでお話しをさせていただいたものでございますけれども、学校から定期的に2カ月に一度、不登校状況にある児童・生徒の状況報告というものを市教委のほうに提出をさせていただいております。そのときに、今どういう状況にあるのか、または欠席の日数はどういうものであるのか、そして学校、スクールカウンセラー、関係機関等がどのような対応をしているのか、そしてまたそれが改善されたか、または前の提出状況と同様であるのか、そして今後どうするのかというようなことを御報告いただく。その中で情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 丁寧にお一人お一人の状況なども把握されているということがよくわかりました。

それで、またちょっと戻りますけれども、各学校で不登校対策ということで、この東大和の教育の冊子にも載っていましたが、その対策、各学校の不登校対策として研究主題等というのが提示されています。

小学校のところを見ますと、不登校ゼロの学校を目指すというような文言が入っているところが多いのですが、

これは学校側から見れば確かにそういうようなことになると思うのですが、私はやはり学校に通えない子供にどう寄り添っていくのかということに視点を当ててほしいというふうに思っています。お子さんの置かれた状況を変えることで通えるようになるかもしれないし、何らかの理由で在籍の学校には通うのは難しいかもしれないけれども、ほかの学校なら通えるかもしれないというお子さんもいるのかと思います。その子にとってどのような方策が最善なことなのかということを中心に考えていただきたいと思います。

不登校ゼロを目指すということを中心に考えると、子供たちや保護者にとっても非常にプレッシャーになっているのではないかとこのように考えてしまうのですが、そのあたりの配慮はどのようにお考えになってますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 研究主題には不登校ゼロという言葉で挙げておりますけれども、ゼロであればもちろんいいというわけではなくて、やはりその一人一人のお子さんの状況に応じた対応というものが一番大切だということは学校とも認識を共通に持っているところでございます。

その中で、どうしても学校に通ってくるのが難しい、またはちょっとつらいというような場合には、保護者の方とよく相談をしながら、今後の対応について学校と保護者の方と、または必要があればスクールカウンセラーや関係機関とも一緒に考えていく、そのような体制が重要だと、そのように認識しております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** そのことが一番大切なのではないかとこのように考えますので、よろしくをお願いします。

それで、先日、内閣府のほうが発表しました子供の自殺の調査ということで、1年を通して何日が一番多いのかというようなことの報道があったのですが、夏休み明けの9月1日が突出して多いということが報道されました。学校に行くか、命を絶つかしか選択肢がないということでは、子供にとっても非常に苦しい状況であります。そうではない道があるということをやはり親も教師も、それ以外の周りの大人も私は伝えていくことが必要なのではないかと考えています。

この報告を受けて、さまざまな分野の方がメッセージを発表しています。

鎌倉市のほうでは図書館がメッセージを出してしまっていて、学校がづらい子は図書館へおいでというようなメッセージを発表したところ、鎌倉市の教育委員会からは不適切ではないかという意見も出たそうです。しかし、多くの共感を呼んだこういったメッセージについて、登校にストレスを感じているような子供たちがいるということを教育長はどのようにお考えになってるかお聞かせください。

○**教育長（真如昌美君）** 9月になって自殺が多いという記事も幾つか見られました。また、そのことについてさまざまな方がいろいろ考えてくださっていますけれども、それぞれ個々に理由は違いますから、一概にこういう理由で9月が多いんだということはいえないんですけども、自分の遠い昔を振り返ってみると、風邪で3日休んでも学校に行きにくかったというのは現実でして、それが1カ月にもなりますと、なかなか学校にまた行くのかというふうに考えて二の足を踏んでるお子さんもいるかと思えます。それだけ学校というのは、楽しいところではあるんですけども、緊張感のある場所でもあるというふうに思っておりますので、その辺のところを学校も十分理解して声かけをしたり、それから観察をしたり、また相談をしたりするという、そういう習慣をしっかりとつくっていかなくちゃいけないんだというふうに思っております。

また、どうしても校長先生のほうに細かなことについては耳に入らないという状況についてはいろいろ指摘されておりましたけれども、現実そういうようなところもあるかもしれませんので、報告・連絡・相談がしっかりできるような組織づくりを進めていく必要があるかと思えます。

あわせて、私たち教育委員会といたしましては、若い先生がここのところ急増しておりますので、そういった先生方の感性を引き出していくといえますか、心の琴線に触れるような研修会の内容を工夫しながら、みんなでお子たちの不登校について考えていって、適切な手が打てるようにしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。本当に学校にストレスを感じてしまうとなかなか足が向けられないというようなお子さんがまだまだ東大和にもいるんだということで、その対応についても少しお伺いしたいと思います。

市のほうでは、ちょっと次の項目に移りますけれども、そういったお子さんのために、在籍校以外の通い先としてサポートルームを準備をして取り組んでいただいていますけれども、そのサポートルームについて少しお伺いしたいと思います。

現在サポートルームには何名ぐらいの児童・生徒が通っているのかということと、その人数が行政報告書の中では不登校という扱いになっているのか、それとも学校に通えてるというふうになっているのか、そのあたりもちょっとお聞かせください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 現在サポートルームに通室している児童・生徒の数でございますが、小学生は3名、中学生は14名でございます。

サポートルームに通室をしていて、サポートルームで出席をしているということであれば、学校では出席扱いということになっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) サポートルームに通うようになるきっかけとか、どのようなきっかけで通うようになるのかということと、あとはほかにも学校のクラスにも行ったりとか、時々サポートルームに行ったりとか、何かそういう、どのような通い方をしているかちょっとお聞かせください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) まず通い始めるきっかけということでございますけれども、やはり学校になかなか通うことが難しいというお子さんの中で、保護者の方と学校とが相談をしまして、学校のほうからサポートルームというところで学習や生活の支援が行えるということを御紹介させていただき、保護者、そしてそこに通うことになるお子さん本人が、そこであればぜひ頑張ってみようということになると手続をして、校長先生もそのほうがよいという御判断のもと、手続を進めているということでございます。

それから、サポートルームに通室している児童・生徒の状況でございますが、サポートルームに毎日通室をしているというお子さんもおります。中には、週1日は学校に行き、サポートルームに残りの日を通っている、また中には、学校には行けない、サポートルームには入室を出しているけれども、サポートルームに来られるのは週1回または2回というようなお子さんもございまして、それぞれお子さんの状況に応じて指導をしていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、職員の方はどのような方が担当されているのかお伺いします。

私もこの質問をすることに当たって、サポートルームのほう見学させていただいたんですが、退職された校長先生が多く担当されているようですけれども、その理由を教えてくださいたいと思います。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) サポートルームの指導員は、議員がおっしゃいましたように退職をした

校長が担当をしております。サポートルームの指導員は専門性が大変必要な部署であるというふうに考えております。学習指導を行うということからも、現在は東京都の非常勤教員を指導員としてお願いしてるところでございます。また、それだけではなくて、ほかにも地域や学生のボランティアの方に音楽や図画工作等の授業に入っていただいて一緒に指導していただいているというような状況もございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 地域の方などもいらしていただけるということだったのですけれども、私はやはりそういうお子さんにとっては世界が狭くなってしまうとか、人と会う機会が少なくなってしまうのではないかと思いますので、いろんな方に接してもらいたいというふうに思います。

それで、これまで私がほかの地域などでサポートルームのようなそういったところを見学させていただいたときも、若い先生だったりとか、御自身が不登校だった経験がある方とかが指導員をされている方が多かったので、少し東大和の場合には校長先生を退職された方が多いなというふうな感想を持ったのですが、そういった多様な指導員の方を取り入れていくという考えはないのでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現在はサポートルームの指導員の体制というのは今御説明申し上げたとおりでございます。実際に現場を見に行ったりとかもしたり、話も聞いたりしますけれども、実際にサポートルームを利用されているお子さんのほうからすると、先生が管理職だった人だというようなことで何か気を使うとか行きにくいというような話は聞いておりません。また一方、保護者の方にサポートルームの利用の御案内といえますか御説明をする際には、さまざまな経験のある管理職の経験者だということを聞くと、逆に安心感を覚えるという方もいらっしゃるということでございます。

サポートルームの指導員だけではなくて、地域の方や学生のボランティアの方など、さまざまな方に入っていただくことでその多様性というのを広げていければと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 実際に音楽とか書道とかも地域の方が教えていただいているということなので、どんどんそういった方に入っていただけたらいいのかなというふうに思います。

それでは次に、サポートルームのカリキュラムはどのようになっていますでしょうか。何か工夫している点ですとか、あとは登下校の時間などについてお伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) まずカリキュラムでございますが、小学生、それから中学生がおりますので、もちろん学習内容も違いますので、小学生は小学生の学習内容に合わせたもの、中学生は中学生の学習内容に合わせたものということで時間割を決めて取り組んでいるところでございます。国語、算数、数学、理科、社会や英語といった基本的な教科だけではなく、音楽や美術、図工なども取り入れているところでございます。また、週のうち1回程度、校外学習という時間を設けまして、例えば中央図書館に伺って読書をしたり、または郷土博物館のプラネタリウムを見学したり、または、少し遠くなりますが、多摩湖の堰堤等に出かけるような、体を動かすようなそのような学習も工夫して行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 集団的な活動になじめないようなお子さんがいた場合には、どのような対応をしているのでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) ほかの友達と一緒に学習することがなかなか難しいというお子さんもしらっしゃいますので、その場合には指導員が個別の対応をしております。一緒にの教室ではなく、別の教室で1

対1の対応をして、そこで学習を進めていくというようなことも行っているということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) サポートルームは、基本的には最終的に在籍校へ通えるようにしていくことが目的というふうになっているのかと思いますけれども、やはりやっとサポートルームに通えるようになった子供にとって、学校にまた戻るとするのは非常にハードルが高くなってしまったりして、そのあたりは慎重な対応が必要と考えますけれども、そちらの受け入れ体制もあわせてどのように対応しているか教えてください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) サポートルームにまず通うというところでも不安を感じているお子さんもいらっしゃると思いますので、その前には体験入室という形で、まずはサポートルームというところがどういうところなのかということをお子さんが理解できるような、そんな配慮もさせていただいております。

また、学習を集団でなかなかやはり、集団生活が難しいというお子さんもおりますので、先ほどお話しをさせていただいたとおり、学習においては個別、それから活動状況もそのお子さんに応じて一緒にできる活動は一緒に行うけれども、そうでない場合には別の対応というような、お子さんの状況に応じた対応ということを指導員、それから保護者の方、指導員が保護者の方と相談しながら対応させていただいております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私立の学校に通ってるお子さんなどはサポートルームで受け入れたりすることはできるのでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) サポートルームの受け入れの要綱には東大和市立の小中学校という規定がございますので、現在は私立の学校のお子さんについては受け入れは行っておりません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういったお子さんに対してはどのようなサポート、支援というか、行っていますでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 本市のさわやか教育相談室がございますけれども、そちらは公立、私立関係なく相談をお受けしているところでございます。市内在住であればどなたでも御相談ができるという状況をつくっておりますので、そちらで相談をお受けして機関等の御紹介をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) さまざまサポートルームの対応などお聞かせいただきました。非常に丁寧に一人一人の状況に合わせて対応していただいているなというのが実際に行ってみても感じたところです。こういった教室には通えないけれども学習できる場というのを確保するというのは非常に大切なことだというふうに考えています。

しかし、このサポートルームに現在通っているお子さんが17名ですか、全体としては80名以上の不登校の方がいる中で、ここに通えている子はその一部ではないかというふうに思います。特に東大和のサポートルームは第一中学校という学校の敷地内にあるので、学校というところにストレスを感じているお子さんがその場所に行くということも非常に大変な方もいるというふうに私は思います。そういったお子さんについて、ほかにやはり学習をする場を確保していく必要があると思います。

最初のほうにお伺いした対応としては、家庭に向向していくような訪問支援なども行っているというふうにお聞きしましたけれども、そういった家庭訪問などの支援は教育センターのほうで行っていくのでしょうか。

済みません。よろしく申し上げます。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） これから行ってまいります不登校支援コーディネーターが各御家庭に訪問させていただいて、必要な支援等を検討していくということで今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時43分 延会